CO·OP

サステナビリティレポート2022

日本生活協同組合連合会

サステナビリティレポートについて

はじめに

「自立した市民の協同の力で 人間らしいくらしの創造と 持続可能な社会の実現を」。これは生協が1997年に掲げた21世紀理念です。この理念のもと、生協は持続可能な地球環境と社会づくりに取り組み、2018年には日本生活協同組合連合会の第68回通常総会にて、「コープSDGs行動宣言」を採択しました。

そして2021年5月、日本生活協同組合連合会はこの行動宣言を実践に移すための政策として、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を策定しました。これは持続可能な社会を実現するために、全国の生協の事業と活動で推進する2030年までの政策です。本政策では「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」というスローガンのもと、将来ありたい姿をイメージしながらバックキャスティングで「10の行動指針」と「5つの数値目標」を設定しています。

この10の行動指針のうち、10番目の行動指針が「生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます」という内容です。この行動指針の実現を目的に、「サステナビリティレポート」を作成しています。本レポートをさまざまなステークホルダーにお手に取っていただき、積極的に対話・コミュニケーションできることを願っています。

編集方針

発行の目的	**❶ 全国の生協における「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の進捗状況をマネジメントしていくため** **❷ 生協事業によって生じた社会・環境に対する正と負の影響を公開することで、説明責任を果たすため** **❸ ステークホルダーとのコミュニケーションツールとするため** **❹ 幅広いステークホルダーへの開示を通して、協同組合原則の第7原則[1]である「コミュニティへの関与」を実行するため**
想定する読者（ステークホルダー）	組合員、役職員、生協と密接に関わる他の組織や専門家（取引先、行政、他の協同組合、市民団体・NGO、学識者など）、生協に関心を持つ地域社会の人々、将来の組合員を含む将来世代
報告対象組織	日本生活協同組合連合会（略称：日本生協連）と、その会員生協（地域購買生協を中心に記載）。「Ⅶ 重点課題別の活動報告」で記載する報告数値は、地域購買生協69生協に対して調査を行った結果に基づいている[2]。（回答生協64生協、回収率92.8%、供給高[3]カバー率91.1%）
報告対象期間	2021年度実績（2021年4月～2022年3月）＊定性情報は一部2022年度の取り組みも含みます。
参照ガイドライン	環境省「環境報告ガイドライン2018年版」、GRIスタンダードを一部参照

1 第7原則[コミュニティへの関与]:協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。この他の原則には第1原則[自発的で開かれた組合員制]、第2原則[組合員による民主的管理]、第3原則[組合員の経済的参加]、第4原則[自治と自立]、第5原則[教育、訓練および広報]、第6原則[協同組合間協同]がある。（日本生協連webサイト「協同組合の定義・価値・原則～協同組合のアイデンティティに関するICA声明」より引用）

2 一部、日本生協連の数値も含まれます

3 一般企業の売上高に相当

サステナビリティレポート2022

目　次

サステナビリティレポートについて 1
- はじめに …… 1
- 編集方針 …… 1

Ⅰ トピックス 4
- 1. 表彰を受けた生協の取り組み …… 4
- 2. 生協の環境・サステナビリティの到達点 …… 5

Ⅱ 生協について 6
- 1. 生協とは …… 6
- 2. 日本生活協同組合連合会とは …… 7
- 3. 生協の組織運営 …… 7
- 4. 生協の理念・ビジョン …… 9

Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン 11
- 1. 生協の価値創造モデル …… 11
- 2. 商品サプライチェーンと声の循環 …… 14

Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方 17
- 1. トップメッセージ …… 17
- 2. 生協の環境・サステナビリティ推進体制 …… 18

Ⅴ ステークホルダーとの対話 20
- 1. ステークホルダー・エンゲージメント …… 20
- 2.「生協の2030環境・サステナビリティ政策」に関する第三者評価委員会 …… 21

Ⅵ 重点課題（マテリアリティ） 23

1. 重点課題の特定プロセス …… 23
2. 生協におけるマテリアリティマッピング …… 23
3. 「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と5つの重点課題 …… 25

Ⅶ 重点課題別の活動報告 27

1. エシカル消費 …… 28
2. 気候変動対策 …… 33
3. 省資源・資源循環の取り組み …… 41
4. 生物多様性保全と人権尊重の推進 …… 51
5. 情報公開と対話、連携 …… 64

Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史 69

Ⅸ データ集 70

Ⅹ ガイドライン対照表（GRIスタンダード） 74

サステナビリティレポートについて
目次
Ⅰ トピックス
Ⅱ 生協について
Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン
Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方
Ⅴ ステークホルダーとの対話
Ⅵ 重点課題（マテリアリティ）
Ⅶ 重点課題別の活動報告
Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史
Ⅸ データ集
Ⅹ ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

Ⅰ トピックス

1. 表彰を受けた生協の取り組み

エフコープ　3R推進功労者等表彰で環境大臣賞を受賞

エフコープは、2021年7月に福岡県大木町と資源回収に関する協定書を締結し、同町の町立小中学校4校での牛乳パックを、2022年10月までに3,692kg回収しました。回収した牛乳パックは、トイレットペーパーに再利用され、各小中学校へ納入されています。

資源の回収から、商品の製造、販売、流通、消費までの流れを互いに顔の見える関係性をもって構築していることを評価され、令和4年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰における環境大臣賞を受賞しました。

コープこうべ　「てまえどり」が新語・流行語大賞2022 トップ10

コープこうべは、消費期限が近い商品を購入することで、食品ロス削減を目指す取り組みを2016年から開始しました。2018年からは神戸市と連携し、商品棚の手前にある「値引き商品」や販売期限の迫った商品の積極的な購入を「てまえどり」として呼びかけています。

今回、その取り組みが評価され、「現代用語の基礎知識　選　ユーキャン新語・流行語大賞2022」のトップ10に選ばれました。

生活クラブ連合会　第10回環境省グッドライフアワード　環境大臣賞 優秀賞

生活クラブ連合会は、山形県庄内地域において、消費者と生産者という一次的な関係性にとどまらず、地域の水田の維持と飼料自給の拡大を図る飼料用米の取組みや、太陽光発電所の建設、生産者による地域生協づくり、また移住定住の促進による地域の持続性確保などをともに進めています。

その取り組みが評価され、第10回環境省グッドライフアワード環境大臣賞 優秀賞を受賞しました。

パルシステム連合会　「グッドデザイン・ベスト100」を受賞

パルシステム連合会は、プラスチック容器に替わって水まわりでも使える紙パック容器のボディソープ「地球の未来にまじめなボディソープ」を2021年に発売しました。

宅配の物流網を生かした紙パッケージのリサイクルや生産から使い心地まで、サプライチェーン全体に配慮した商品設計が高く評価され、2022年度のグッドデザイン賞「グッドデザイン・ベスト100」を受賞しました。

（五十音順で掲載）

2. 生協の環境・サステナビリティの到達点

日本生活協同組合連合会は2021年5月に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を策定しました。これは持続可能な社会を実現するために、全国の生協の事業と活動で推進する2030年までの政策であり、「日本の生協の2030年ビジョン」や「コープSDGs行動宣言」で掲げたサステナビリティの精神を具体化するための政策です。本政策は、「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」というスローガンのもと、「10の行動指針」と「5つの数値目標」、そして「18のモニタリング指標」で構成されています。

この、「5つの数値目標」に対する2022年度の到達点は下記の通りです。「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の詳細については、25P以降をご参照ください。

温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの開発目標に対しては一定順調に推移しているものの、使い捨てプラスチックやカタログに使う紙使用量の削減、食品廃棄物削減目標に対してはいずれも増加という状況です。原単位でみると全体的に削減できているものの、食品廃棄物については増加しています。総量削減を進めるためさらに努力します。

特にプラスチック削減や食品廃棄物の削減、そして再生可能エネルギーのさらなる拡大においては、これまでとは異なるアプローチが必要と考えています。新たなパートナーと、新しいアイデアを実践に移すことで改善させたいと考えています。

目　標　CO_2排出量を**2030年**に**2013年度比**で**40%削減**

到達点　**CO_2排出量35%減**（供給高あたりでは45%削減）

目　標　再生可能エネルギーを**2030年**までに年間発電量**4億kWh開発**（設備容量200MW相当）

到達点　**再生可能エネルギー 2億kWh（116MW）開発**

目　標　食品廃棄物を**2030年**に**2018年度比**で**50%削減**

到達点　**食品廃棄物10%増**（供給高あたりでは6%増加）

目　標　商品カタログに使用する紙使用量を**2030年**に**2021年度比**で**25%削減**

到達点　**紙使用量4%増**（2020年度比）（供給高あたりでは3%削減）

目　標　使い捨てプラスチック容器包装の使用量を**2030年**に**2018年度比**で**25%削減**

到達点　**使い捨てプラスチック7%増**（供給高あたりでは3%削減）

サステナビリティレポートについて
目次
Ⅰ トピックス
Ⅱ 生協について
Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン
Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方
Ⅴ ステークホルダーとの対話
Ⅵ 重点課題（マテリアリティ）
Ⅶ 重点課題別の活動報告
Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史
Ⅸ データ集
Ⅹ ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

Ⅱ 生協について

生協は、消費者一人ひとりが組合員となって出資し、利用し、運営する全国約3,000万人の協同の力で成り立つ組織です。

1. 生協とは

生協（生活協同組合）は、「消費生活協同組合法（略称：生協法）」に基づいて設立される、農協（農業協同組合）や漁協（漁業協同組合）などと同じ協同組合の一つです。利用者である消費者自身が出資して組合員となり、意思決定や運営に参加して、よりよいくらしを実現することを目指しています。

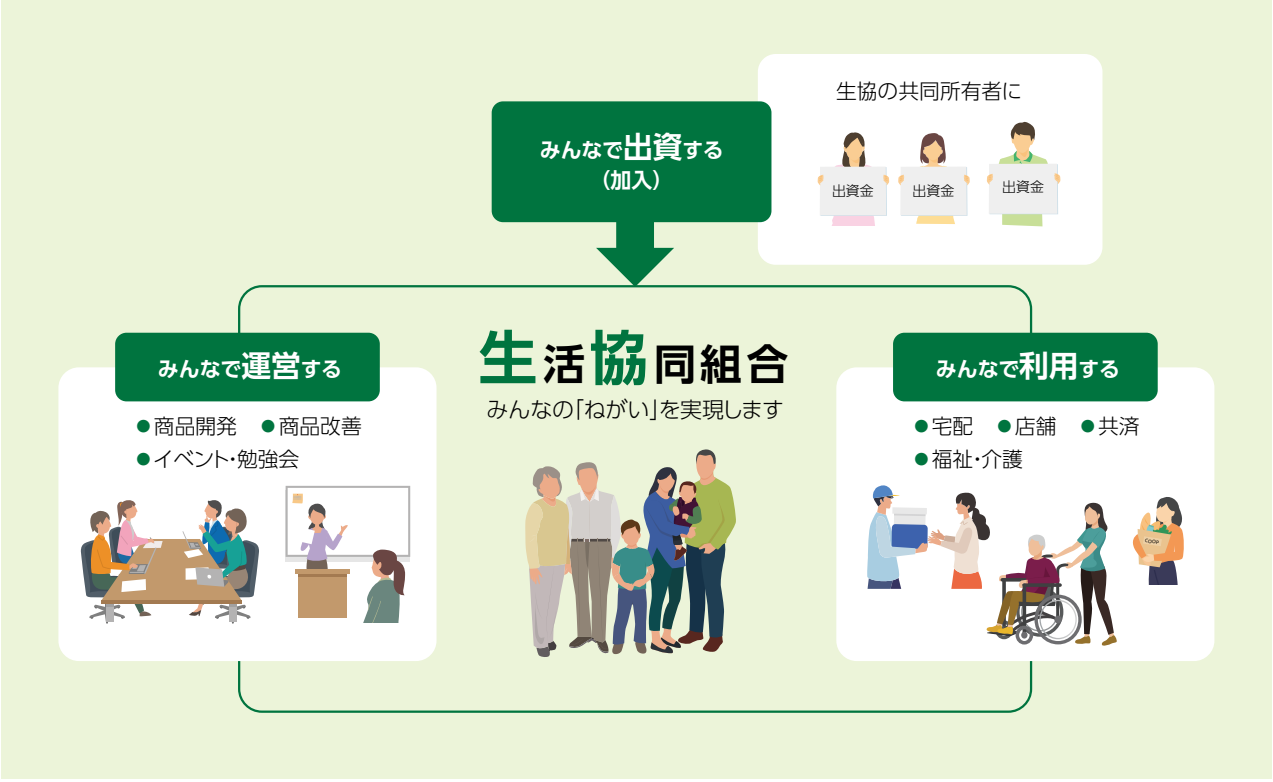

全国には、生活に密着したさまざまな分野で活動している約600の生協があり、地域を活動の場として購買事業などを行う生協（地域生協）や、医療事業を行う生協（医療福祉生協）、大学の学生や教職員のための生協（大学生協・学校生協）などがあります。地域生協の世帯加入率は全国で約39%、つまり、日本全国の世帯の3分の1以上が生協に加入しています。

全国の生協の事業高（一般企業で言うところの総売上高）は約3.8兆円で、全ての生協の組合員数を合計すると約3,000万人[4]となります。生協は日本最大の消費者組織と言えます。

なかでも地域生協では、宅配や店舗での商品供給、共済、医療、福祉事業のほか、組合員同士の助け合い活動、くらしに関わる学習活動など、組合員の自主的な活動まで幅広く取り組まれています。各生協の大切にするテーマや事業・活動の内容は、それぞれの生協の組合員の願いを反映しており、生協によって異なります。

4　2023年3月時点

2. 日本生活協同組合連合会とは

本レポートの発行主体である日本生活協同組合連合会（略称：日本生協連）は、各地の生協や都道府県別・事業種別の生協連合会が加入する全国連合会です。1951年3月に設立され、現在312の生協・連合会が加入しています。

日本生協連は、コープ商品の開発と会員生協（おもに購買生協）への供給（販売）、会員生協の事業や活動のサポートなどを通して、会員生協の発展を支える役割を果たしています。また、全国の生協の中央会的役割として、さまざまな団体と交流し、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言なども行っています。

日本生協連と会員生協は、それぞれが独立した法人として事業・経営を行っており、本部ー支部という関係ではありません。

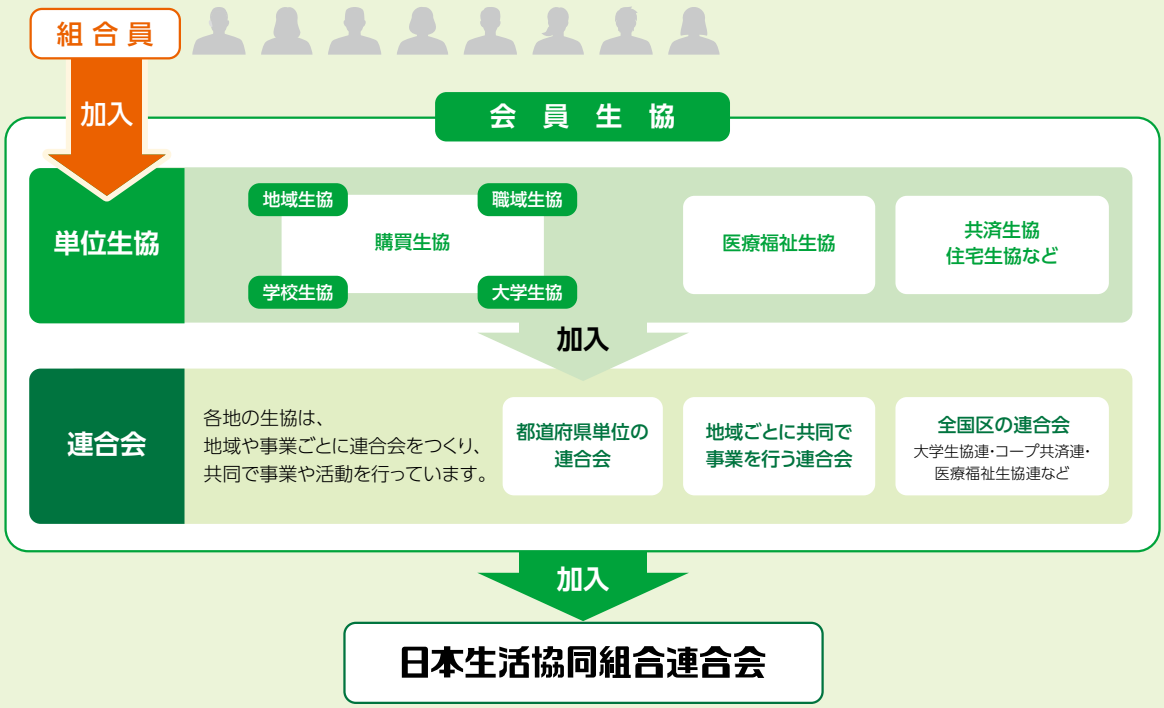

3. 生協の組織運営

生協は組合員が参加して事業方針などを決定する総会・総代会を持ち、組合員から選ばれた理事が理事会において重要事項の意思決定に参加するなど、理念としてだけではなく、制度としても、そのことを保障するしくみを備えています。

生協の事業や活動を進める上で、組織としての意思を決定し、それに基づいた運営を行うためには、役割を持つ人や会議体が必要になります。そうした人や会議体を「機関」と呼びます。生協法では「総（代）会」「理事会」「代表理事」「監事」が機関として定められています。

機関名	役　割
総(代)会	生協の意思を決定するための機関で、組合員の意思決定の最高機関です。通常年1回開催し、前年の決算やその年の予算、年間の事業・活動方針、役員の選出などについて話し合い、確認します。組合員数が一定以上の生協では、組合員全員が参加する総会に代わって、組合員から選出された代表(総代)が参加する総代会を開催することができます。
理事会・代表理事	理事会は、総(代)会の決定に基づき、重要事項の決定と代表理事などによる業務執行状況の監督を行います。代表理事は理事会で選定され、生協の代表者として業務を執行します。
監事	理事会や代表理事が、総(代)会で決定された事業計画および予算に従って、忠実に職務を遂行しているか、不正や誤りはないかを監査する機関です。監査は会計だけでなく、業務執行が法令・定款・規約などに則っているかという観点からも行います。

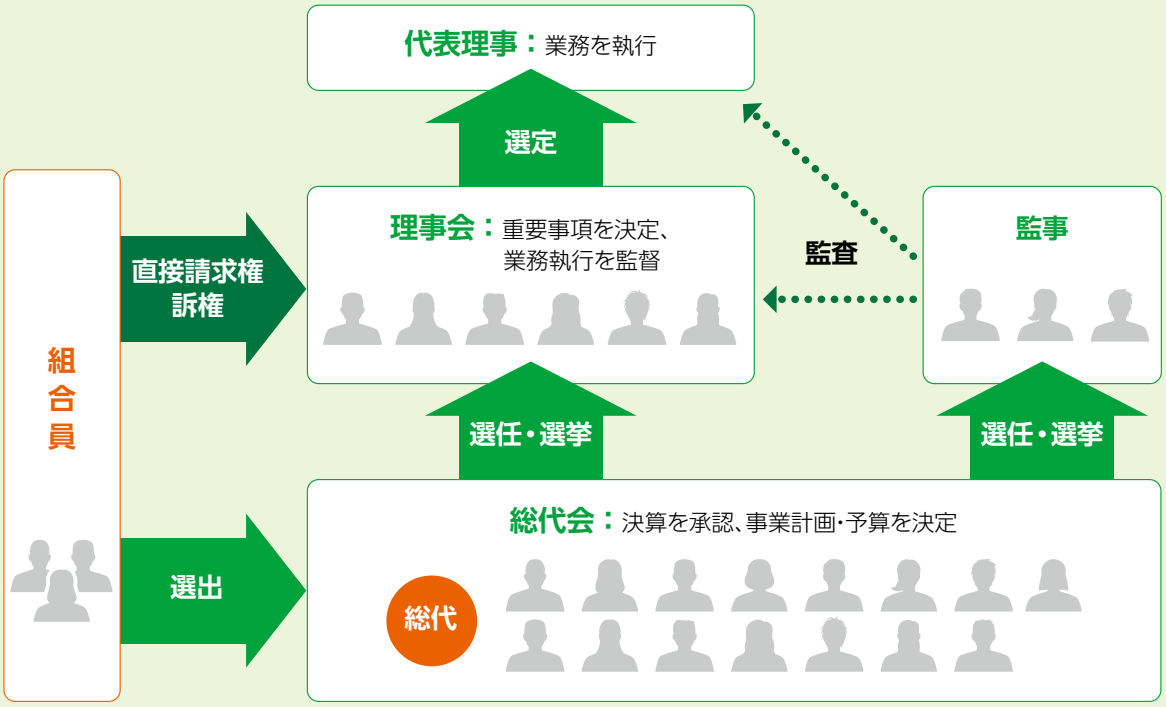

日本生協連の組織運営

生協は組合員の組織です。日本生協連は生協法に基づく民主的なガバナンスの充実や法令順守など、会員生協が適正な組織運営を推進できるようにサポートしています。また、毎年開催する日本生協連総会で、全国の生協および日本生協連の事業・活動方針を決定しています。方針決定に向けて、日本生協連主催の委員会や会議などに全国の生協の組合員・役職員が参加し、組合員の生活や生協の事業に関わる幅広いテーマについて議論を重ねています。

4. 生協の理念・ビジョン

生協の21世紀理念

国際協同組合同盟（ICA）は、1995年のICA100周年記念マンチェスター大会にて、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択し、「協同組合の定義・価値・原則」を定めました。

これを受けて、日本生協連と全国の生協は、1997年に「生協の21世紀理念」を策定しました。この理念は、何よりも人々の幸せを大切にして行動するという、生協の変わらぬ信条と未来への展望を、凝縮させたものです。

自立した市民の協同の力で
人間らしいくらしの創造と持続可能な社会の実現を

日本の生協の2030年ビジョン

生協はこれまでも2020年ビジョンで「人と人とがつながり、笑顔があふれ、信頼がひろがる新しい社会の実現」を掲げ、さまざまな取り組みを進めてきました。昨今の災害支援活動などに見られるように、人と人との「つながり」や「たすけあい」は着実に根づき広がっています。一方で、世界の抱える問題はますます深刻になってきています。

日本生協連は、国連が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に貢献するための7つの行動を「コープSDGs行動宣言」（次頁参照）として約束しています。生協は、「日本の生協の2030年ビジョン」とともに、助け合いの組織として、誰もが笑顔で暮らすことができ、持続可能な社会の実現を目指していきます。

日本の生協の2030年ビジョン

つながる力で
未来をつくる
— CO・OP 2030 —

日本生協連は2020年6月に開催した第70回通常総会で10年後に向けた「日本の生協の2030年ビジョン」を採択しました。組合員のくらしの変化に正面から向き合いながら、生協のめざすもの、果たすべき社会的役割を明らかにして新たな挑戦の10年へと踏み出しています。

1	生涯にわたる心ゆたかなくらし	私たちは、食を中心に、一人ひとりのくらしへの役立ちを高め、誰もが生涯を通じて利用できる事業をつくりあげます
2	安心してくらし続けられる地域社会	私たちは、生活インフラのひとつとして、地域になくてはならない存在となり、地域のネットワークの一翼を担います
3	誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本	私たちは、世界の人々とともに、持続可能で、お互いを認め合う共生社会を実現していきます
4	組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝く生協	私たちは、未来へと続く健全な経営と、一人ひとりの組合員と働く誰もが活き活きと輝く生協を実現します
5	より多くの人々がつながる生協	私たちは、より多くの人々がつながる生協をつくりあげ、連帯と活動の基盤を強化します

コープSDGs行動宣言

私たち生協は、SDGs（持続可能な開発目標）に貢献することを約束（コミット）します。

私たちは、「生協の21世紀理念（1997年総会決定）」のもと、助け合いの組織として、誰もが笑顔でくらすことができる、持続可能な社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めてきました。誰も取り残さないというSDGsのめざすものは、協同組合の理念と重なり合っています。私たちは、あらためて持続可能な社会の実現に向けて取り組むことを、「SDGs行動宣言」としてまとめました。私たちは、以下の7つの取り組みを通じて、世界の人々とともにSDGsを実現していきます。

●ジェンダー平等と多様な人々が共生できる社会づくりを推進します

私たちは、地域における活動を通じて、社会のジェンダー平等と多様な人々が共生できる社会の実現に貢献します。女性も男性も、誰もが元気に、生きがいを持って働き続けられる生協づくりを進めます。

●持続可能な生産と消費のために、商品とくらしのあり方を見直していきます

私たちは、「つくる責任」と「つかう責任」の好循環を発展させ、持続可能な社会づくりをめざします。国内外の人々、そして限りある地球資源へ思いをはせ、商品の開発と供給を進めます。学習活動を通じて、エシカル消費や持続可能な社会に関する理解を促進し、私たち自らの消費行動やくらしのあり方を見直していきます。

●地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーを利用・普及します

私たちは、地球の持続可能性を揺るがす気候変動の脅威に対して、意欲的な温室効果ガス削減目標を掲げ、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組みます。再生可能エネルギーの電源開発や家庭用電気小売を広げ、原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換をめざします。

●誰もが安心してくらし続けられる地域社会づくりに参加します

私たちは、誰一人取り残さず、安心してくらし続けられる地域社会づくりに参加します。自治体や諸団体との連携を大切にしつつ、地域の見守り、移動販売や配食事業など、生協の事業や活動のインフラを活用し、地域における役割発揮を進めます。

●核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動を推進します

私たちは、「核なき世界」の実現のために、世界の人々と手を携えて、核兵器を廃絶し、平和な社会をめざす取り組みを進めます。私たちは、次の世代に被爆・戦争体験を継承し、日本国憲法の基本原則である平和主義のもと世界平和の実現に積極的に貢献します。

●健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動を進めます

私たちは、食生活、運動、社会参加の視点から健康づくりを進めます。安全・安心はもとより、より健康な食生活に向けた商品事業と組合員活動を推進します。生活習慣病や介護予防など「予防」を重視し、福祉事業や助け合い活動を広げ、自治体や諸団体と連携し、地域包括ケアシステムのネットワークに参画します。

●世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動を推進します

私たちは、誰一人取り残さない世界をめざして、世界が抱える問題についての理解を深め、助け合いの精神を貫き、ユニセフ募金などに取り組み、世界の子どもたちを支援します。「貧困」の連鎖をなくしていくために、子どもの貧困について学び、話し合う活動を広げ、子ども食堂やフードバンク・フードドライブなどの取り組みを進めます。

Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン

**生協は、「生協の21世紀理念」で掲げた価値を大切に、
「日本の生協の2030年ビジョン」実現に向けて
店舗事業や宅配事業などさまざまな事業と活動を展開しています。**

1. 生協の価値創造モデル

生協は「生協の21世紀理念」を、今世紀を通じて大事にしていく価値と定め、2030年までに「日本の生協の2030年ビジョン」で定めた生協や社会の姿を実現していきたいと考えています。私たちはこれらを生協にとってのアウトカム（成果・影響）と捉えており、その実現に向けて事業と活動を展開しています。

生協の事業はさまざまですが、多くの地域購買生協では店舗事業、宅配事業、共済事業、福祉事業を実施しています。

店舗事業では、コープ商品や産直品をはじめとする食品や家庭用品などを取りそろえ、くらしの変化に対応した品揃えと売り場づくりを進めています。生協のなかには、買いものが不便な地域を決まった曜日と時間にトラックで巡回する移動店舗を運行しているところもあります。

宅配事業では、商品カタログで注文された商品を、決まった曜日の決まった時間にお届けしています。お届けする先は個人宅や近隣住民や職場で形成されたグループなどさまざまです。夕食をつくることが難しい方へ、平日に夕食をお届けする「夕食宅配」のサービスを行っている生協もあります。

ケガや病気、災害など、組合員のくらしの「もしも」を保障するのが共済事業です。「CO・OP共済」では、医療・生命の保障と、住まいと家財の万が一に備える火災共済を扱っています。福祉事業では介護保険事業を基本に在宅介護を中心とした福祉事業に取り組んでいます。介護の基本として①利用者の尊厳②自立支援③在宅生活の継続の3つを大切にしながら、地域密着型サービスや「生協10の基本ケア[5]」の取り組みを広めています。

生協では、組合員による自主的な活動（組合員活動）が行われています。具体的には、組合員がくらしにかかわるさまざまなテーマや課題について学んだり、地域づくりにかかわる活動などを行っています。たとえば、商品活動（エシカル消費の学習や食育、産地・工場見学、料理教室）、リサイクルや海岸清掃活動、被爆戦争体験の継承など平和の取り組み、高齢者や子育て中の方などへの助け合い活動、子どもの貧困に関する活動（子ども食堂、フードドライブ、学習支援）などを展開しています。

5　日本生協連は、社会福祉法人 協同福祉会（本部:奈良県大和郡山市　理事長:村城 正）と連携し、自立した在宅生活を支援するための介護サービス「生協10の基本ケア」を、全国の生協の福祉事業で本格的に導入しています。「生協10の基本ケア」の特長は、利用者ご自身の「ふつうの生活」を取り戻し、利用者・家族のQOL（生活の質）を高めていくもので、ならコープを母体とする社会福祉法人 協同福祉会が2006年4月から実践してきた考え方を元にしています。

生協の価値創造モデル

生協が大切にしている価値（生協の21世紀理念）

自立した市民の協同の力で　人間らしいくらしの創造と　持続可能な社会の実現を

2030年までに生協が実現したい社会・生協の姿（日本の生協の2030年ビジョン）

1. 生涯にわたる心ゆたかなくらし
2. 安心してくらし続けられる地域社会
3. 誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本
4. 組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝く生協
5. より多くの人々がつながる生協

上記を実現するための事業と活動のアウトプット

事業の結果
※供給高＝全国の生協組合員による利用結集高

- 総事業高約3兆1千億円[6]〔うち供給高約3兆円。うち店舗供給高約9千2百億円、うち宅配供給高約2兆1千億円〕
- コープ商品のエシカル消費対応商品の供給高約2千億円

地域社会づくり

- 自治体との協定締結数〔包括連携協定190件、地域見守り協定1,282件、緊急時物資支援協定等905件〕
- 地域社会づくりを支える人材の輩出
- 他の協同組合や市民団体、社会福祉協議会、NPOとの連携の進展

環境負荷

- コープ商品や産直商品など取り扱い商品の生産や輸送にともない環境負荷が発生
- 店舗や施設の運営や配送車両の走行にともないCO_2が排出
- 商品の販売時や宅配のお届け時にプラスチック製の容器包装を使用
- 商品加工や店舗での販売時に食品廃棄物が発生
- 商品カタログの制作にともない紙資源を消費
- 水資源の消費

生協の事業と活動

おもな事業

購買事業
- 店舗や宅配事業を通じて、食品や家庭用品など毎日のくらしに必要な商品を供給（販売）している。
- 特に宅配事業では決まった曜日に自宅や職場へ商品をお届けしており、生協によっては夕食宅配を展開し、平日に夕食を宅配している

共済事業
- 「CO・OP共済」として医療・生命の保障と、住まいと家財の万が一に備える火災共済を取り扱っている

福祉事業
- 介護保険事業を基本に在宅介護を中心とした福祉事業を展開している。特に①利用者の尊厳②自立支援③在宅生活の継続の3つを大切にしながら、地域密着型サービスを展開している

組合員活動
- 組合員（消費者）が主体となった活動を展開している。
- たとえば商品活動（エシカル消費の学習や食育、産地・工場見学、料理教室）、リサイクルや海岸清掃活動、被爆戦争体験の継承など平和の取り組み、高齢者や子育て中の方などへの助け合い活動、子どもの貧困に関する活動（子ども食堂、フードドライブ、学習支援）の展開など

事業と活動が一体となった取り組み

- 組合員のエシカル消費に応えた商品の開発・供給と、組合員による利用拡大により、エシカル消費推進に向けた好循環を作り上げている
- 買い物が不便な地域に移動店舗の運行をしている
- 固定した曜日とルートで配送する宅配事業の特性を活かして「地域見守り活動」を行っている
- 店舗でフードドライブの受付を行い、宅配車両の戻り便でリサイクル品の回収を行っている

生協の事業と活動に必要なインプット（投入資源）

人的資本	●組合員数約2千3百万人（全国の生協合計では約3千万人） ●正規職員数約3万人	製造資本	●店舗数約930店 ●宅配車両約2万5千台（委託車両含む）	知的資本	●店舗運営・商品配送・商品開発ノウハウ ●品質管理体制
財務資本	●組合員出資金7,649億円	社会関係資本	●自治体、他の協同組合、市民団体、社会福祉協議会、NPOとの連携		

※地域購買生協を中心に記載。自治体との協定締結数は2022年度実績。その他の数値はすべて2021年度実績。
※価値創造モデルのフォーマットは「環境報告ガイドライン2018」を参考にした。

6　総事業高3,183,208百万円、供給高3,063,041百万円、店舗供給高923,655百万円、宅配供給高2,112,744百万円

日本生協連のおもな事業

日本生協連は、おもに地域購買生協の事業に貢献することを目的に、コープ商品事業と通販事業を展開しています。

コープ商品事業ではプライベート・ブランドである「コープ商品の開発」と「全国の生協への供給（卸）」の2つの役割を果たしています。開発においては、「組合員のふだんのくらしに役立つ」商品を目指し、約5,300品を発売しています[7]。全国の生協への供給（卸）という面では、受発注管理や納品・物流管理、取引先メーカーと連携した商品数量の最適管理を行っています。

通販事業では、衣料品や日用雑貨、寝具、インテリア、家具、ギフト商品などを商品カタログやインターネットで注文していただき、組合員にお届けしています。

CO・OP商品とは

CO・OP商品は、組合員のふだんのくらしに役立つ商品として、
生協が組合員の想いを受け止め、組合員とともに開発・改善する商品です。
商品を通じて社会と、生協の事業経営に貢献する役割も担っています。

ブランドメッセージ

CO・OP

想いをかたちに

5つの約束

信頼されるCO・OP商品であり続けるために、
5つの約束を果たし、想いをかたちに
していきます。

❶安全と安心を大切に、よりよい品質を追求する
❷おいしさと使いやすさを追求する
❸持続可能な社会やくらしに貢献する
❹利用しやすい価格を実現する
❺分かりやすい表示と情報を提供し続ける

めざす未来

CO・OP商品はふだんのくらしに役立つ商品として、
組合員のくらしがより良くなり、心身の健康と社会のつながりが
良好で笑顔になれる状態（ウェルビーイング）をめざします。

❶すべてのCO・OP商品をエシカル消費対応に
❷すべてのCO・OP商品をより健康な食とくらしに貢献するものに
❸日本の食料自給の向上に貢献するCO・OP商品に
❹変化に対応し 新たな価値の創造に挑戦し続ける
❺未来を担う人々も共感するCO・OP商品へ

7　2022年12月時点

2. 商品サプライチェーンと声の循環

前項で記載した「生協の価値創造モデル」のうち、商品供給事業のサプライチェーンについて記載します。生協では、日本生協連がコープ商品の開発と卸を担い、地域購買生協は店舗や宅配事業を通じて組合員へ販売しています。地域によっては共同で事業を行う連合会として「事業連合」があり、商品の開発・改善や仕入れ、店舗や宅配の売り場づくりを担っています。

したがって、生協はサプライチェーン上では卸・販売に位置します。会員生協は日本生協連から仕入れたコープ商品のほかに、独自に開発したPB商品やNB商品[8]、生産者団体から調達した産直商品を供給（販売）しています。

会員生協（地域購買生協）と日本生協連のサプライチェーン

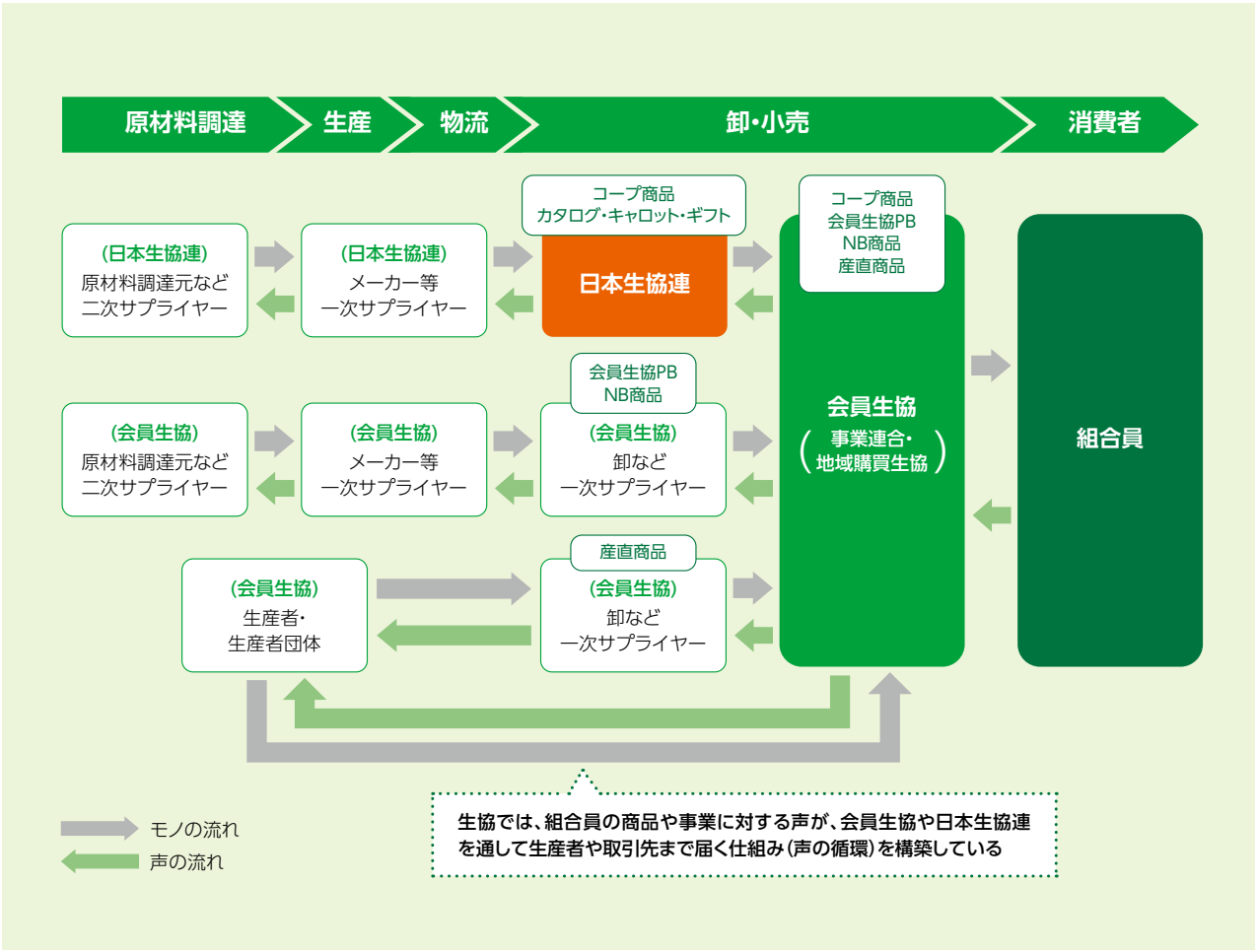

8 PB（ピービー）は「プライベート・ブランド」の略であり、小売業がメーカーと協力して独自に企画した小売業のブランドのこと。それに対してNB（エヌビー）は「ナショナル・ブランド」の略であり、全国規模（ナショナル）で販売するメーカーのブランドのこと。

商品の開発・改善と声の関わり―「声」の取り組みサイクル

コープ商品は、すべての商品に組合員の声を取り入れています。ご要望やお問い合わせを受けるだけでなく、アンケートや座談会、試食評価など、さまざまな形で組合員の声を集め、受け止め、読み込んでいます。日本生協連に寄せられる声（一部会員生協含む）全体の年間平均件数は、約100,000件になります。

また、組合員が産地を訪問し、生産者と交流する産地交流も行われています。商品に限らず事業運営に関する意見も積極的に取り入れており、このように「声の循環」を構築している点が生協の特長です。

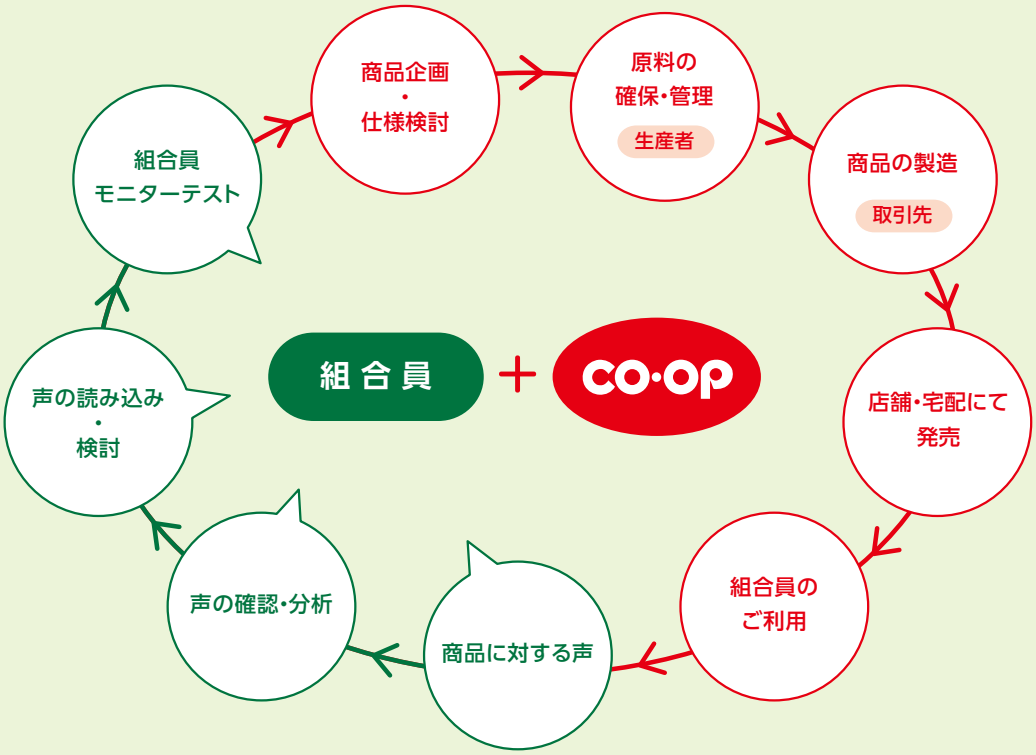

サプライチェーンにおけるリスクと機会

生協は、サプライチェーンの各工程で多様な関係者と関わり合いながら事業を行っています。各工程と関わりの深い社会的課題・関心事やリスク、機会を以下のように捉えており、関係者とともに着実な取り組みや対応を重ねることで、社会・環境課題の解決に取り組んでいきます。

重要な社会的課題・関心事

原材料調達	生　産	物　流	卸・小売	消費者
●気候変動 ●生物多様性 ●水資源 ●プラスチック使用 ●原材料ロス ●人手不足 ●労働者の人権	●商品の品質と安全性 ●気候変動 ●食品ロス ●水資源 ●プラスチック使用 ●労働安全衛生 ●労働者の人権	●気候変動 ●人手不足・高齢化 ●労働安全衛生	●気候変動 ●食品廃棄物 ●プラスチック使用 ●個人情報保護 ●労働安全衛生 ●労働者の人権 ●社会や環境に配慮したマーケティング	●気候変動 ●商品の品質と安全性 ●食品ロス ●プラスチック問題 ●個人情報流出

リスク

原材料調達	生　産	物　流	卸・小売	消費者
●気候変動や森林破壊 ●水資源の枯渇による原材料調達不全 ●石油由来プラスチックの使用量増による環境負荷 ●原料生産時の廃棄 ●労働災害の発生 ●児童労働や強制労働	●意図的・非意図的な異物混入 ●安定的な品質保持 ●エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ●渇水・洪水・水質悪化による生産停滞 ●石油由来プラスチック使用量増 ●労働災害の発生 ●強制労働・長時間労働・ハラスメントなど人権侵害	●エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ●原料・製品輸送時のCO_2排出増 ●異常気象や人手不足による物流遅延 ●労働災害の発生 ●長時間労働・ハラスメントなど人権侵害	●エネルギー使用量増による環境負荷・コスト増 ●販売・加工時の食品廃棄物増 ●石油由来プラスチック容器包装と使い捨てプラの使用量増と廃棄による環境負荷 ●カタログ等に使用する紙の使用量増がもたらす生物多様性への影響 ●労働災害の発生 ●従業員の長時間労働・ハラスメントなど人権侵害 ●独占禁止法・食品安全・表示関連法違反による法的リスク ●不適切な表示や広告等による信頼低下	●商品の誤使用や健康被害 ●エネルギーの使用量増による環境負荷・コスト増 ●家庭での食品ロス増による環境負荷 ●石油由来プラスチック容器包装と使い捨てプラの使用量増と廃棄による環境負荷 ●食と健康、環境配慮に関する正しい情報へのアクセスと理解不足

機　会

原材料調達	生　産	物　流	卸・小売	消費者
			●環境配慮商品などエシカル消費対応商品の売上増 ●エシカル消費に関心のある組合員が増える ●ESG対応強化により社会や組合員からの信頼や評判が高まる ●法令違反リスクの回避	●安全・安心な商品の消費と利用 ●エシカル消費による持続可能な社会づくりへの貢献 ●食品ロスの廃棄削減や使い捨てプラスチックの使用量削減による環境負荷低減

※地域購買生協を中心に記載

Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方

全国の生協は組合員の輪を広げ、持続可能な未来を目指して
環境・サステナビリティの取り組みを実践します。

1. トップメッセージ

消費者・組合員とともに、持続可能な社会と地球環境の実現に貢献します

代表理事会長 **土屋 敏夫**

猖獗（しょうけつ）を極めた新型コロナ感染症も3年を経て、大きく転換しようとしています。コロナ禍では、異常気象と環境問題、貧困と格差の拡大、食料やエネルギー問題、少子高齢化と人手不足、医療や介護制度の脆弱さなど、これまで先送りにしてきた社会・経済の構造的問題が顕在化しました。また、長引くロシアによるウクライナへの軍事侵攻は泥沼化し、いまだ収束の兆しも見えません。国際的な分断と緊張が高まる中、物資供給網のほころびが顕著となり、これまで世界で協調して取り組まれてきた脱炭素課題の後退も指摘されています。食料・原料やエネルギーの調達不安が続き、急速に進行するインフレは、消費者の暮らしと生協の事業にも深刻な影響を与えています。

全国の生協では、2021年度に策定した「生協の2030環境・サステナビリティ政策」において、「生協事業のサプライチェーン全体と、組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます」という行動指針を掲げ、気候変動対策を強化する方針を明確にしました。この政策では気候変動対策のみならず「エシカル消費の推進」、「省資源・資源循環」、「生物多様性保全と人権尊重」を重点分野と定めています。

生協は店舗や宅配事業をはじめ様々な事業を展開し、その過程では限りある資源を活用し環境負荷を生じさせています。また、私たちの事業は、国内外の生産と物流に支えられていますが、それらを取り巻く環境面や人権問題などの課題、さらには平和をめぐる問題からも目を背けるわけにはいきません。

厳しさが増す経営環境に対応し、政策課題の優先順位と施策の調整を適宜行い、変化対応しながらも基本政策の推進を堅持します。事業から生じる環境負荷の削減と、事業を通じて課題解決に貢献することが、事業活動を進めるものとしての社会的責任と認識しています。

私たち生協は組合員一人ひとりの力の結集によって成り立っています。一人ひとりの小さな一歩が集まって、大きな力を生み出していくということが、消費者の組織である生活協同組合の存在意義であり強みです。生協の組合員は、暮らしの中で直面した課題を仲間とともに考え取り組みを進めてきました。暮らしや消費のあり方を見直し、エシカル消費や食料システム問題、リサイクルなどの組合員の活動をベースに、環境・サステナビリティ課題の解決に向け、様々なパートナーとともに大きな変革の波をつくることで、持続可能な未来を目指します。

また、私たち生協は、助け合いの組織として、消費者・組合員の輪を広げ、協同組合との連携を深め、協同の価値を高めてまいります。生産者や取引先、行政、他団体など様々なパートナーとともに、生活協同組合として社会経済の仕組みを見つめ直し、地域社会を支え、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たしていきたいと考えます。

私たちは本レポートをもとに様々なステークホルダーと対話を行い、人々が安心してくらし続けられる持続可能な社会と地球環境の実現を目指してまいります。

2. 生協の環境・サステナビリティ推進体制

環境・サステナビリティ推進体制は生協ごとに異なっており、専門部局を置いて担当役員のもと推進を図っている生協もあれば、管理部門がマネジメントしている生協などさまざまです。そのため、ここでは特定の会員生協を取り上げるのではなく、連合会である日本生協連の体制について記載します。

日本生協連は、コープ商品の開発・卸といった事業面での支援のみならず、会員生協の環境・サステナビリティの取り組み支援も担っています。そのため、会員生協が取り組める政策を提起し、その政策に基づく進捗状況を把握し、フォローアップを行っています。下の図は日本生協連に設置した、会員生協の取り組みをフォローアップするための体制です。

会員生協を対象としたフォローアップ体制

日本生協連では、代表理事統括専務の諮問機関として「生協の環境・サステナビリティ政策に関する第三者評価委員会」を設置しています（評価委員の詳細については21Pを参照）。運営・組織担当常務理事のもとにある、社会・地域活動推進部 サステナビリティ推進グループが集約した会員生協の取り組みについて、専門的な立場からご意見やご助言をいただいています。

第三者評価委員会の意見や助言は日本生協連専務理事が受け止め、全国生協の環境・サステナビリティ推進機関である「環境・サステナビリティ政策推進委員会」へ報告されます。また、今後の対応方針とともに日本生協連理事会や総会へ報告されます。第三者評価委員会の意見は、これらの機関会議を通じて会員生協と共有される仕組みとなっています。

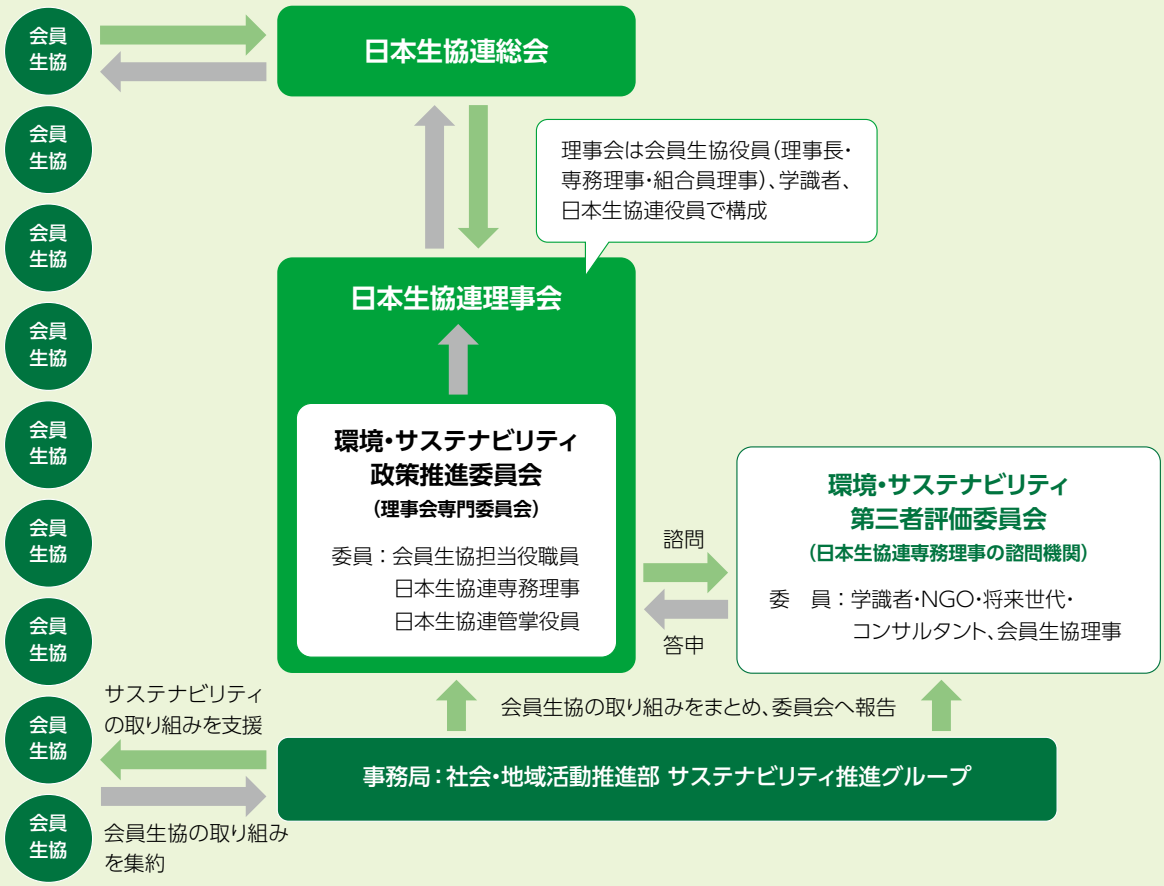

日本生協連内部を対象としたマネジメント体制

日本生協連では、会員生協のフォローアップ体制を設けているほか、日本生協連内部のサステナビリティ課題等をマネジメントする場として、総合マネジメントレビューを四半期に1回実施しています。参加者は常勤役員のほかすべての本部の本部長、子会社の社長や専務であり、経営上の重要課題を代表理事専務へインプットすることを目的としています。

レビュー対象はこれまでSDGsマネジメント分野（SDGs取り組み中期方針[9]の進捗等）とプロセスマネジメント分野（重点課題の進捗、不適合是正、重大商品事故等）、そしてリスクマネジメント分野（内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンス、情報セキュリティ等）でした。

この間の「ビジネスと人権」への対応の重要性をふまえ、日本生協連では2022年度に人権方針を策定しました。2023年度からは人権方針に基づき「人権デュー・ディリジェンスの状況」をレビューしていくこととしています。

代表理事専務

常勤役員会

総合マネジメントレビュー

参加者　常勤役員、本部長職以上、子会社社長・専務

事務局　総合マネジメント部

レビュー対象

- SDGsマネジメント分野
- プロセスマネジメント分野
- リスクマネジメント分野

参加本部

ブランド戦略本部	営業本部	商品本部	キャロット事業本部	通販本部	ロジスティクス本部
品質保証本部	管理本部	事業企画・デジタル推進本部	渉外広報本部	組織推進本部	(含)サステナビリティ推進部門

9　SDGsの実現に向け、2030年までに日本生協連の事業で進める17 のアクションプランを記載したもの。

V ステークホルダーとの対話

生協では、組合員から他の協同組合まで
幅広いステークホルダーとの協同・コミュニケーションを通じ、
「持続可能な社会」の実現に向けた事業・活動を進めています。

1. ステークホルダー・エンゲージメント

生協は、もともと「協同の力」によって、くらしの願いを実現し、社会的な課題を解決していく組織です。下記のようなステークホルダーとさまざまな場面でのコミュニケーションを継続的に行っていくなかで、多様なご意見を生協の事業と活動に反映させ、「持続可能な社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

ステークホルダー	コミュニケーションの場面
組合員	●出資 ●日常の利用（店舗、宅配、共済、福祉など） ●組合員活動や運営への参加 （商品開発、学習会・イベント、SNS、委員会、総代会など） ●お問いあわせ・お申し出 ●組合員向けサイトや機関紙、組合員アンケート
役職員	●研修 ●意識調査やアンケート ●コンプライアンス相談
取引先	●日常の取引 ●方針説明会 ●CSRアンケート ●取引先ヘルプライン ●産地見学会や工場見学会 ●寄付金付き商品の展開や協働プロジェクトの実施
行政	●行政のイベントへの参加 ●首長や担当部局との意見交換会 ●審議会への参加 ●包括連携協定などの協定締結
地域社会、他の協同組合	●地域づくりへの参加、協働プロジェクトの実施 ●フードバンク等への寄贈・寄付など ●CSR報告書
市民団体・NGO、学識者	●市民団体やNGOのイベントへの参加、協働プロジェクトの実施 ●CSR報告書
次世代	●組合員活動の親子企画・子ども向け企画 ●店舗などでの見学受け入れ、学校での出前講座など

2.「生協の2030環境・サステナビリティ政策」に関する第三者評価委員会

日本生協連はステークホルダー・ダイアログの場として、学識者やNGO、次世代を担う若者、会員生協からなる「『生協の2030 環境・サステナビリティ政策』に関する第三者評価委員会」を、下記の3つを目的に設置しています。

1. 生協の環境・サステナビリティの取り組みが、社会の要請に応えた内容になっているか、社会に求められる水準に達しているかどうか生協外のステークホルダーに評価していただくこと
2. 生協の環境・サステナビリティの取組みに対し、ステークホルダーの視点から助言や期待を寄せてもらうこと
3. 環境・サステナビリティ分野の動向において、対応すべきこと、フォローすべきことをタイムリーに情報提供いただき、次年度のアクションにつなげられるようにすること

2022年度は計2回実施し、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の進捗状況を含む環境・サステナビリティの取組み全般について評価をいただきました。次ページにおもなご意見を記載しています。

第三者評価委員

新井 ちとせ
生活協同組合コープみらい 理事長

大信 政一
パルシステム生活協同組合連合会
代表理事　理事長

川江 心一
WWFジャパン　自然保護室長

須藤 あまね
聖心女子大学 現代教養学部4年/
環境パートナーシップオフィス次世代運営委員

田崎 智宏
国立環境研究所　資源循環領域
資源循環社会システム研究室　室長

冨田 洋史
㈱クレアン　サステナビリティ・コンサルティンググループ　ゼネラルマネジャー

（五十音順で掲載、組織名・肩書きは当時のもの）

気候変動

1. 生協でサプライチェーン排出量の算定を進め、SBTの取得を目指すのがよい。設定した目標の妥当性が第三者認証で担保されることが重要だ。

2. 再生可能エネルギーのなかには、パーム油を用いたバイオマス発電などライフサイクルで見たときにGHG排出が大きい発電もある。バイオマスをはじめとして、再生可能エネルギーの開発や調達に関する方針を策定できるとよい。

省資源・資源循環

3. プラスチック容器包装削減については、総量と原単位の双方で進捗を確認しつつ、2018年度比で25%削減とする目標に向かって引き続き努力していただきたい。

4. プラスチック容器包装に関しては、従来の提供方法を見直す段階にきている。リターナブル容器の活用や量り売りなどについて積極的な展開を期待する。一方で、食品の量り売りを検討する場合には、それによる食品ロスが出て廃棄物量が正味で増えないよう注意が必要だ。

5. 植物由来プラスチックには、生物多様性への影響や、水平リサイクルの阻害要因になる懸念があるため慎重に検討する必要がある。

6. 商品カタログに使用する紙の原材料については、全国の生協で再生紙・認証紙への切り替えを進め、進捗状況を継続的にモニタリングすることが重要である。また、現時点で切り替えを行っている生協においては、組合員にその旨をわかりやすく伝えていく努力を期待する。

7. 衣料品の回収を検討いただきたい。昨今では自社回収にとどまらず、プラットフォームをつくって他社と共同で進めるスタイルが主流であり、そうした場の活用も検討してはどうか。

生物多様性保全と人権尊重

8. サプライチェーンを通じて人権リスクと環境リスクを把握し、予防と低減を行うにあたってはサプライヤーや生産者と協力したトレーサビリティの構築が欠かせない。調達にあたってトレーサビリティの確保に努めてほしい。

9. コープ商品において、カカオについては森林破壊や児童労働の問題があるため、他の農林水産物と同様に持続可能な調達方針を策定していただきたい。同様に木材についても調達方針の策定を検討してはどうか。

情報公開と対話

10. レポート作成においてはGRIスタンダードを参照し、環境関連の情報の他、人事労務情報やダイバーシティ、情報セキュリティについても記載できるとよい。レポートやWebサイトなど各種媒体を組み合わせ、情報開示を充実化させてほしい。

Ⅵ 重点課題（マテリアリティ）

生協では、「エシカル消費」「気候変動対策」「省資源・資源循環」「生物多様性保全と人権尊重」「情報公開と対話」を環境・サステナビリティの重点課題としています。

1. 重点課題の特定プロセス

生協では、2019年に会員生協と学識者からなる「2030環境・サステナビリティ政策検討委員会」を日本生協連に設置し、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の検討に着手しました。この策定過程で、前期の政策にあたる「2020年に向けた生協の新たな環境政策」をベースに、最新の社会情勢や政府の動向など外部情勢を考慮し、「エシカル消費」「気候変動対策」「省資源・資源循環の取り組み」「生物多様性保全と人権尊重の推進」「情報公開と対話」を重要カテゴリーとして定めました。そしてこれらを具体的なアクションプランに落とし込み、「10の行動指針」と「5つの数値目標」、「18のモニタリング指標」を設定しました。

今回のレポートでは、この重要カテゴリーと10の行動指針を重点課題（マテリアリティ）として位置付けています。

2. 生協におけるマテリアリティマッピング

日本生協連では、全国の生協の事業活動に関する重点課題（マテリアリティ）を「環境課題」と「社会課題」に分け、それらを「生協の事業と活動にとっての重要度」と「社会への影響度」の観点からマッピングしました。

「環境課題」に関し、重要度と影響度が極めて高い課題については「生協の2030環境・サステナビリティ政策」にて数値目標を設定しています。一方、「社会課題」でマッピングした諸課題をカバーする政策や目標は現時点で存在していないため、今後対応を検討していきます。

次ページのマッピングは、第三者評価委員会の意見もふまえ日本生協連が作成したものです。今後は会員生協をはじめさまざまなステークホルダーの意見を取り入れながら随時補強していきます。

環境課題

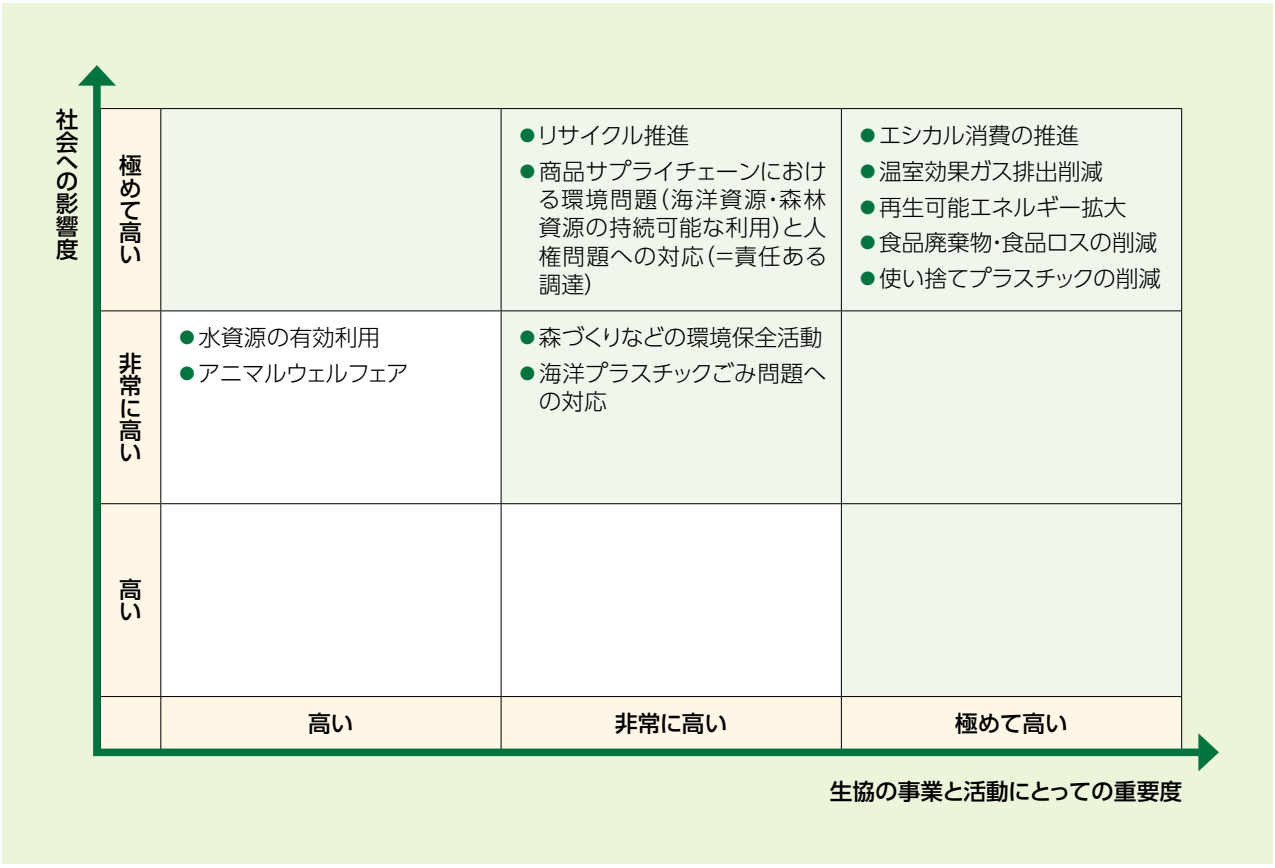
社会への影響度
極めて高い
非常に高い
高い
●リサイクル推進
●商品サプライチェーンにおける環境問題（海洋資源・森林資源の持続可能な利用）と人権問題への対応（＝責任ある調達）
●エシカル消費の推進
●温室効果ガス排出削減
●再生可能エネルギー拡大
●食品廃棄物・食品ロスの削減
●使い捨てプラスチックの削減
●水資源の有効利用
●アニマルウェルフェア
●森づくりなどの環境保全活動
●海洋プラスチックごみ問題への対応
高い
非常に高い
極めて高い
生協の事業と活動にとっての重要度

社会課題

社会への影響度
極めて高い
非常に高い
高い
●供給する商品の安全性
●サプライチェーンにおける人権尊重
●地域における多様な人々の共生
●世界の子どもの命と健康
●貧困・飢餓の削減
●持続可能な食料システムへの貢献
●核兵器廃絶・平和
●ジェンダー平等
●防災・減災、災害復興支援
●買い物支援・高齢者支援
●地域包括ケアシステムの構築
●健康づくり（食・運動・社会参加）
●消費者市民社会の形成
●行政・諸団体との連携
●プライバシー保護
●働く人の健康・安全・幸福
●健全なガバナンス
高い
非常に高い
極めて高い
生協の事業と活動にとっての重要度

3.「生協の2030環境・サステナビリティ政策」と5つの重点課題

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」における5つの重点課題、および「10の行動指針」と「5つの数値目標」「18のモニタリング指標」は下記の通りです。

重点課題（マテリアリティ）	10の行動指針	全国生協で目指す数値目標	モニタリング指標	関連するSDGsのゴール
エシカル消費	❶エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に増やしていきます	—	●各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合	1, 2, 3, 4, 6, 8, 12, 13, 14, 15
気候変動対策	❷生協事業のサプライチェーン全体と、組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます	●CO_2排出量を2030年に2013年度比で40%削減	●省エネルギー率、再生可能エネルギー導入率、次世代車両導入率、自然冷媒導入率、事業高あたりのCO_2排出量	13
	❸再生可能エネルギーの開発を通して、日本における再エネ導入量を増加させるとともに、持続可能な地域づくりに貢献します	●2030年までに年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを開発	●各生協の再生可能エネルギー開発状況 ●再生可能エネルギー開発計画の策定状況	7, 13
省資源・資源循環の取り組み	❹生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます	●使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減 ●商品カタログに使用する紙使用量を2030年に2021年度比で25%削減	●宅配用内袋の素材に再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用している生協数 ●商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙（認証紙など）を使用している生協数 ●「Webのみ利用実績者数」の組合員比率	12, 14, 15
	❺生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します	—	●プラスチック・紙製容器包装の回収量 ●宅配用内袋の回収率	12, 14, 15
	❻生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます	●食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減	●食品廃棄物発生量 ●食品リサイクル率	12

サステナビリティレポートについて
目次
Ⅰ トピックス
Ⅱ 生協について
Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン
Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方
Ⅴ ステークホルダーとの対話
Ⅵ 重点課題（マテリアリティ）
Ⅶ 重点課題別の活動報告
Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史
Ⅸ データ集
Ⅹ ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

重点課題（マテリアリティ）	10の行動指針	全国生協で目指す数値目標	モニタリング指標	関連するSDGsのゴール
生物多様性保全と人権尊重の推進	❼サプライチェーンを通して、人権を尊重し環境に配慮した「責任ある調達」を進めます	—	●持続可能な調達方針を策定・公表した生協数	8 12 14 15 17
	❽組合員とともに環境保全活動を推進し、自然共生社会の実現を目指します	—	●SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数	14 15 17
情報公開と対話、連携	❾環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、新たな協働の取り組みにチャレンジします	—	—	17
	❿生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます	—	—	12 17

Ⅶ 重点課題別の活動報告

次ページ以降の内容は、2022年度に日本生協連が地域購買生協を対象に行った「環境・サステナビリティ政策進捗調査」（以下、「調査」と表記）の結果をベースに、生協の取り組み方針や事例などを記載しています。

調査の対象は69生協・事業連合で、うち回答があったのが64生協・事業連合（回収率92.8%）、実績数値はいずれも2021年度のものです。

1. エシカル消費

エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、
エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に増やしていきます …… 28

2. 気候変動対策

生協事業のサプライチェーン全体と、
組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます …… 33

再生可能エネルギーの開発を通して、
日本における再エネ導入量を増加させるとともに、
持続可能な地域づくりに貢献します …… 37

3. 省資源・資源循環の取り組み

生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。
また、持続可能な原材料への切り替えを進めます …… 41

生協事業から排出される容器包装等の
回収・リサイクルを、組合員とともに推進します …… 44

生協事業ならびに組合員家庭から生じる
食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます …… 47

4. 生物多様性保全と人権尊重の推進

サプライチェーンを通して、
人権を尊重し環境に配慮した「責任ある調達」を進めます …… 51

組合員とともに環境保全活動を推進し、
自然共生社会の実現を目指します …… 60

5. 情報公開と対話、連携

生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を
積極的に公開し、社会との対話を進めます …… 64

環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、
新たな協働の取り組みにチャレンジします …… 66

1. エシカル消費

エシカル消費に対応した商品を拡大・普及させ、エシカル消費に共感できる消費者を社会の中に増やしていきます

（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針①）

生協では、環境や社会に配慮した購買行動である「エシカル消費」を推進しており、組合員のニーズに応えられる商品を拡大しています。

日本生協連が開発するコープ商品におけるエシカル消費対応商品はこの5年間で2倍となり、2021年度も2,000億円を超え、全体の供給高に占める割合は4割に達しました。地域購買生協ではエシカル消費対応商品を店舗や宅配において供給していますが、取扱商品におけるエシカル消費対応商品全体の割合を正確に把握できていないため、今後把握に努めます。

【モニタリング指標】

●各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合

生協が考える「エシカル消費」とは－誰かの笑顔につながるお買い物

生協では「エシカル消費」を、買い物をするときに自分視点だけでなく、環境や社会など他者への視点をプラスする消費のことと捉えています。生協ではこれを「誰かの笑顔につながるお買い物」と表現し、組合員に「エシカル消費」を呼びかけるとともに、組合員がエシカル消費を身近に感じられ、実践しやすくできるように商品の開発と供給を行っています。

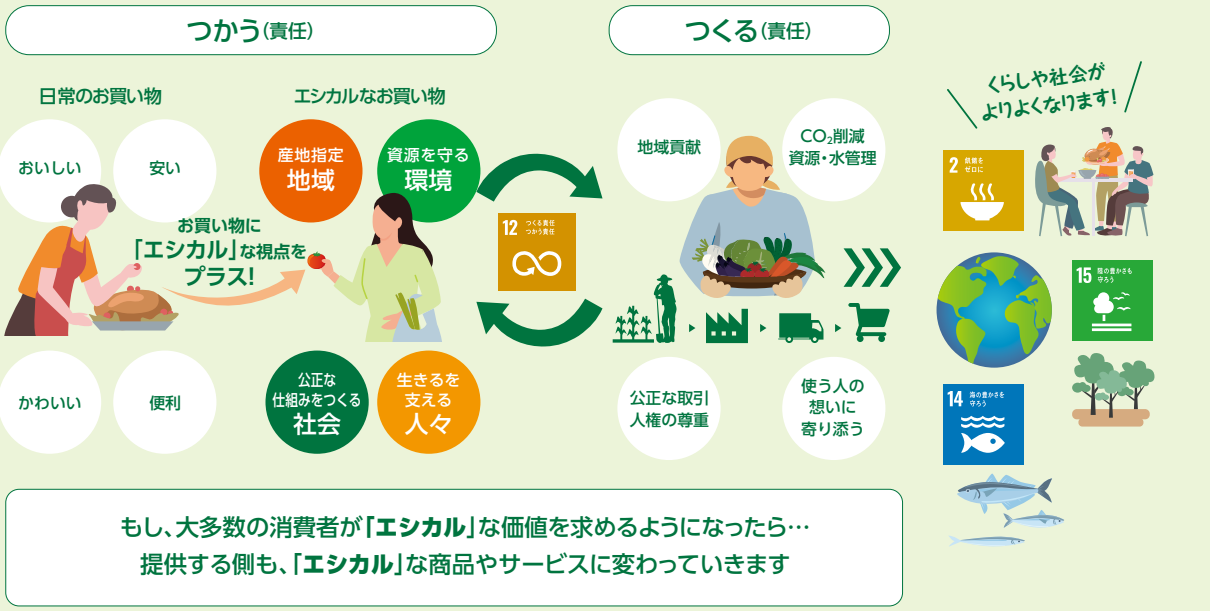

コープ商品におけるエシカル消費対応商品

日本生協連が開発しているコープ商品では、組合員のエシカル消費に応えられる商品群を「エシカル消費対応商品」と呼んでいます。「エシカル消費対応商品」はおもに、認証ラベル付き商品、産地指定・国産素材の商品、寄付金付き商品で構成されています（図表1）。2021年度の供給高（売上高）[10]は、昨年度に続き2,000億円を超え、コープ商品全体の供給高の4割を占めています。

2021年3月から発売した、「コープサステナブル」シリーズは、エシカル消費について組合員の認知と共感をより高めることを目指しています。その中の「海の資源を守る」シリーズは、「第3回ジャパン・サステナブルシーフード・アワード」リーダーシップ部門チャンピオンと、「ソーシャルプロダクツ・アワード2022」ソーシャルプロダクツ賞に選ばれ、社会的にも評価を受けました。

図表1　エシカル消費対応商品の例

認証ラベル付き商品	MSC、MEL、ASC、BAP、FSC®、レインフォレスト・アライアンス、RSPO、エコマーク、有機JAS、フェアトレードなど
産地指定・国産素材商品	「産直」等を通じて生協が重視してきた、日本の農畜水産業応援商品です。組合員の関心も高く、独自マークで訴求しています。 産地指定　国産素材
寄付金付き商品	商品の購入1個につき一定金額を、生協として重要と考える取り組みを推進する国際機関やNPOに寄付する商品群です。飢餓に苦しむ子どもたちに、学校給食を届けるため、国連WFP協会を通じて寄付をする「CO・OP×レッドカップキャンペーン」など CO・OP × レッドカップキャンペーン　飢餓から救う。未来を救う。WFP 国連世界食糧計画

コープ商品「コープサステナブル」とは？

日本生協連が開発しているコープ商品では、環境や社会に配慮した主原料を使った商品を、2021年3月から共通のロゴマークを付けてシリーズ化し、「コープサステナブル」として展開しています。さまざまな認証ラベルが登場する中、共通のロゴをパッケージに表示して視認性を高め、売り場でより多くの組合員が「見つけて、選べる」ようにすることで、「エシカル消費」に参加しやすくしています。

シリーズ展開開始以来、「コープサステナブル」の認知度も年々高まり、供給高も順調に伸長しています。

CO・OP サステナブル　海の資源を守る

CO・OP サステナブル　森の資源を守る

CO・OP サステナブル Organic

CO・OP サステナブル　リサイクル材使用

10　供給高は組合員供給価格ベースの推計値

図表2　エシカル消費対応商品の供給高推移

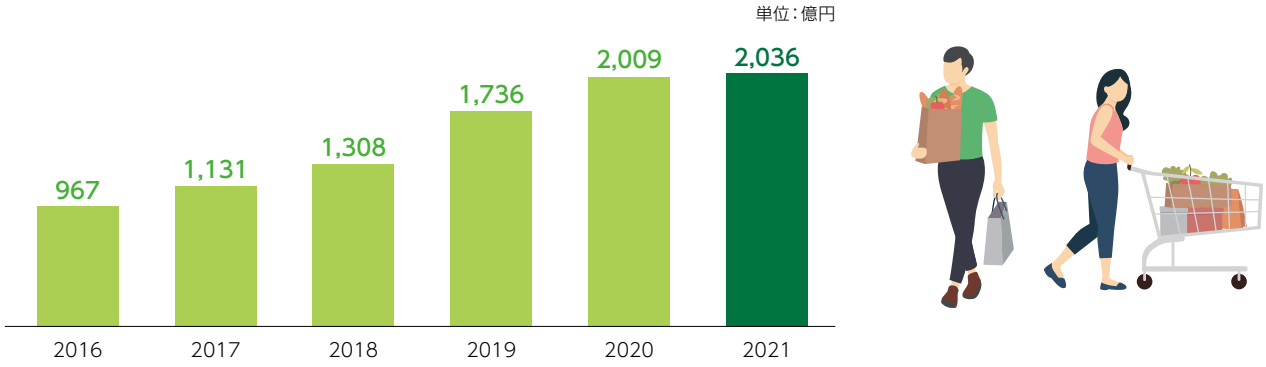

コラム

生産者との交流を深めて広がる地産地消

会員生協では、組合員が産地を訪れたり、生産者と交流を深めたりすることで、どのような場所で、どのような人が生産に携わっているのかを知り、地産地消を広げる取り組みを行っています。いくつかの生協の事例をご紹介します。

みやぎ生協

みやぎ生協では、「顔とくらしの見える産直　めぐみ野」の取り組みをとおして、自然環境や生物多様性、持続可能な農業・漁業について組合員に伝えています。

コープえひめ

コープえひめでは、田植えや稲刈りの体験をとおして、生産過程や生産者の顔が見える「産直米交流会」を開催しています。

2019年に開催した様子

生協ひろしま

生協ひろしまでは、産地視察交流会を開催し、選別工場の見学や畑での体験をとおして生産者と交流し、産直商品のこだわりを伝えています。

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <モニタリング指標>会員生協の取扱商品におけるエシカル消費対応商品の割合

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、エシカル消費対応商品の拡大を掲げています。全国の生協での拡がりを把握するため、「各生協の供給高におけるエシカル消費対応商品の割合」をモニタリング指標に設定しています。

生協における「エシカル消費に対応した商品」の定義づけは生協によってさまざまです。29Pの図表1で記載した類型に加え、各生協が独自に取り扱っている産直商品[11]を含む場合が多く、そのほか地場商品や簡易包装商品を含める事例もあります。

調査結果

取扱商品に占めるエシカル消費対応商品の供給金額と構成比を把握している生協は、64生協中10生協となりました。昨年と同様に会員生協全体の数値として一般化することは困難であることから、今年度のモニタリング数値の記載は見送ります。今後記載できるよう、引き続き数値把握に努めます。

エシカル消費普及の取り組み例

取り組み	内　容
コープのエシカル（読み物）	日本生協連が会員生協の職員や組合員向けに制作した冊子です。気候変動や生物多様性をめぐる問題など背景を伝えたうえで、コープのエシカルを紹介しています。
コープのエシカル（動画）	上記の冊子を簡潔な動画にまとめたものです。全国の生協の役職員や組合員に視聴されています。

https://youtu.be/Yd2p5a5jwv0

11 生協の「産直」は生協によって定義がさまざまです。一例として、首都圏の生協であるコープデリ連合会では、「生産者と組合員が顔の見える関係をつくり、安全性が確保され、おいしさと環境配慮を兼ね備えた、生い立ちがはっきりわかる農水畜産物をお届けする取り組みです。この産直の取り組みを通じて、持続可能な農水畜産物の生産を応援することを目指しています。」と定義しています。（コープデリ連合会　WEBサイト）

取り組み	内　容
エシカルチャレンジ	会員生協ではエシカル消費の普及の一環で「エシカルチャレンジ」や「エシカルキャンペーン」などが行われています。個性的なキャラクターを活用したり、認証ラベルの付いた商品を探すなど組合員が楽しみながらエシカル消費に親しめる取り組みです。
学習会 出前授業	会員生協では組合員を対象に、「エシカル」や「プラスチック問題」「SDGs」をテーマにした学習会が行われています。 出前講座として小学校等に出向き、「エシカル」や「リサイクル」等について、生協の取り組みとあわせて紹介をしています。

画像提供:コープあいち(左)、コープやまぐち(右)

画像提供:パルシステム神奈川

2. 気候変動対策

生協事業のサプライチェーン全体と、組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます

（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針②）

全国の生協では、2030年に温室効果ガスを2013年度比で40%削減することを目指しています。2021年度の全国生協の温室効果ガス排出総量は61万404トンとなり、35%まで削減できています。供給高（売上高）1億円あたりのCO_2排出量では、45%の削減となっており、再生可能エネルギー主体の電力調達が進んだ結果とみています。

省エネルギー状況は供給増にともない車両燃料が増加したものの、全体としてはほぼ前年並みとなり、再生可能エネルギーの導入も進展しました（再生可能エネルギー導入率49%）。次世代車両導入率は0.6%、自然冷媒導入率は2.7%にとどまっているため、導入を加速させます。

【全国の生協の目標】

- CO_2排出量を2030年に2013年度比で40%削減（2050年に2013年度比で90%削減）

※いずれもカーボンオフセットを前提としていない数値です

【モニタリング指標】

- 供給高あたりのCO_2排出量、省エネルギー率、再生可能エネルギー導入率、次世代車両導入率、自然冷媒導入率

生協における温室効果ガス削減の取り組み

生協は環境課題のなかでも地球温暖化問題への対応を重視し、20年近く前から温室効果ガス削減に取り組んできました。2004年には事業における温室効果ガス削減を着実に実行するために「温暖化防止自主行動計画」を策定しました。2010年にはそれを更新し、2020年までにCO_2排出量を2005年度比で15%削減することを目指す「温室効果ガス総量削減計画」を展開してきました。この計画は、2005年度比で26%となり目標を大きく上回って達成しました。

この到達点をふまえ、現在は「生協の2030環境・サステナビリティ政策」のなかで、2030年までに2013年度比で40%削減することを目標に掲げ、全国の生協で推進をしています。なお、この目標は2050年に2013年度比で90%削減という長期目標からバックキャスティングで設定した数値であり、今後情勢変化に応じて見直していきます。

画像提供：エフコープ
（Nearly ZEB[12] 仕様の本部事務棟）

画像提供：コープあいち
（小型電気自動車）

画像提供：コープかごしま
（バイオディーゼル燃料（B30）[13]トラック）

12 Nearly ZEBとはZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に限りなく近い建築物のこと
13 バイオディーゼル燃料を30%混合した軽油

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <2030目標> CO_2排出量

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」において、生協はカーボンオフセットを前提とせず、2030年までにCO_2排出量を2013年度比で40%削減することを目指しています。下記の枠組みで算定しており、2021年度の結果は以下の通りとなりました。

算定の枠組み

- **CO_2排出量の算定範囲**
  算定範囲はおもにスコープ1、2が対象。生協ならびに子会社の店舗、宅配施設・車両（自社・委託含む）、物流施設・車両（自社・委託含む）、本部事業所、福祉施設、生産施設。
- **算定対象としたエネルギー**
  対象とするエネルギーは電気及び都市ガス、LPガス、灯油、A重油、車両燃料（ガソリン、軽油、LPG、CNG）などの化石燃料。
- **電力をCO_2排出量に換算する係数**
  電力会社の当該年度の基礎排出係数を使用

調査結果

全国生協の2021年度の温室効果ガス排出総量は61万404トンとなり、2013年度比で65%(前年度比103%)となりました。2030年までに40%とする目標に対し、約35%まで削減できています。

おもな削減要因は、電力の調達先を、再生可能エネルギー比率の高い生協の電力会社に切り替えてきたことによります。このほか、店舗において自家発電・自家消費の進展や設備更新等による省エネルギーが進んだことも要因と考えています。

一方で、前年度比でみると総排出量は増加しています。事業の伸びにともない走行距離と物量が増加し燃料使用量も増えたこと、猛暑や施設換気対策として冷暖房器具の電気使用量が増加したことが原因と考えています。

図表3 基準年度以降の排出量推移

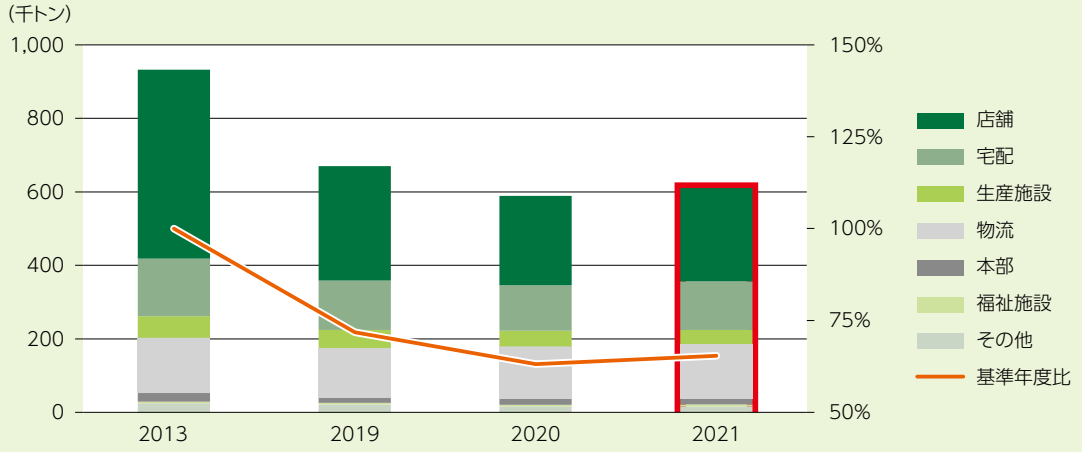

2 <モニタリング指標> 供給高1億円あたりのCO₂排出量（ﾄﾝ/億円）

主要事業におけるCO₂排出量の削減効果を測るため、供給高1億円当たりのCO₂排出量（原単位排出量）をモニタリング指標として設定しています。

調査結果

2021年度実績は店舗事業・宅配事業とも排出増となり、事業合計で12.4ﾄﾝ/億円。基準年度比では45%削減、前年度比109%となりました。

図表4 供給高1億円あたりの排出量推移

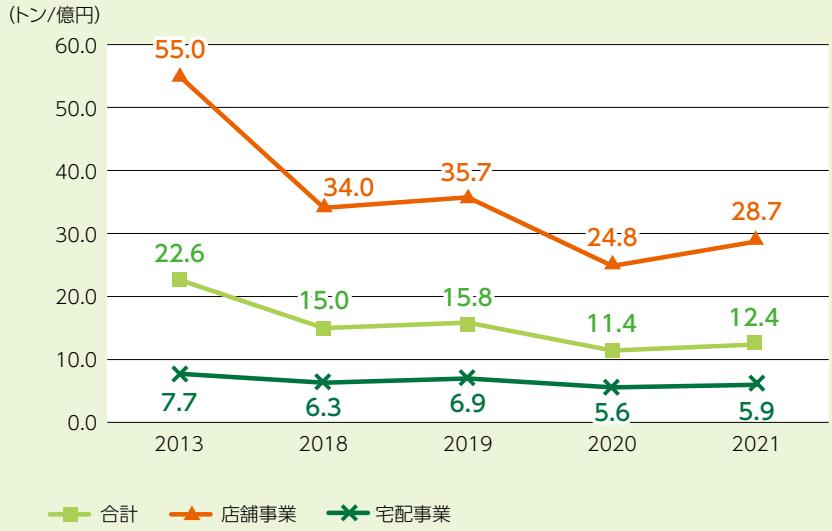

3 <モニタリング指標> エネルギー使用量（省エネルギー率）

温室効果ガス削減においてもっとも重要なのが省エネルギーと考えており、省エネルギー率をモニタリング指標として改善効果を測っています。

調査結果

2021年度のエネルギー使用量は部門合計で15,194,106GJ（前年度比102%）となりました。

全体としてエネルギー使用量は前年に比べ増加しており、店舗などの施設は12,704,149GJ（前年度比101%）、宅配や物流などの車両部門は2,489,957GJ（前年度比104%）となりました。宅配部門では、車両の追加導入による燃料使用量の増加や、蓄冷剤用の冷凍庫稼働にともなう電気使用量増加などが主な原因と考えています。

4 <モニタリング指標> 再生可能エネルギー導入率

生協では、省エネルギーとともに再生可能エネルギーへの切り替えも重要な施策と考えており、外部から調達した電力に、どれだけ再生可能エネルギー（FIT電気も含む）が含まれているかをモニタリングしています。

調査結果

再生可能エネルギー導入率は全国生協の平均で49%となり、前年度（47%）よりも前進しました。生協では、生協が自ら設立した新電力会社から電気を調達している場合が多く、その電力会社において再生可能エネルギーの比率が高まった影響と考えています。

5 <モニタリング指標> 次世代車両導入率

生協の主力事業である宅配事業や物流分野での温室効果ガス削減を進めるためには、EVや燃料電池車などの次世代車両への切り替えが効果的と考え、次世代車両導入率をモニタリング指標としています。

調査結果

生協が使用している車両総台数は営業車と宅配車両あわせて約21,867台です。うち電気自動車等の次世代普通車が182台、電気トラックが1台で、次世代車両導入率は0.6%となります。

次世代普通車は組合員宅への訪問や、本部職員が店舗や宅配センターを巡回する際に活用されています。生協の使用実態に合ったEVトラック(総重量3.5t以下程度)については、2021年度1台のみの実験導入となっていますが、EVトラック以外にも、バイオディーゼル燃料トラックの実証実験が一部の生協で進められています。

6 <モニタリング指標> 自然冷媒機器導入率

生協ではモントリオール議定書改正への対応に加え、温室効果の低い冷媒への切り替えを通して、温室効果ガス削減を進めています。そのため、アンモニアやCO_2冷媒など自然冷媒機器の導入率を測定しています。

調査結果

2021年度の総冷媒充填量に占める自然冷媒の導入率は2.7%でした。2020年度が2.3%だったため、少しずつですが冷媒の全体量に占める自然冷媒の量は増加しているとみています。

再生可能エネルギーの開発を通して、日本における再エネ導入量を増加させるとともに、持続可能な地域づくりに貢献します

（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針③）

生協では気候変動対策として、再生可能エネルギーを利用するのみならず自ら開発を行っています。

2030年までに年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを創出することを目標に掲げており、2021年時点で年間発電量約2億kWh（設備容量約116MW）まで開発できています。店舗や配送センターなどへの太陽光発電設備の設置が中心ですが、生協によっては風力発電やバイオマス発電、小水力発電などへも関わっています。

また、再生可能エネルギーの開発を計画的に進めるために、26の生協が2030年に向けた開発計画を策定しています。

【全国の生協の目標】

- 年間発電量4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを開発

【モニタリング指標】

- 各生協の再生可能エネルギー開発状況
- 再生可能エネルギー開発計画の策定状況

画像提供：ならコープ（小水力発電）

画像提供：生活クラブ連合会（ソーラーシェアリング）

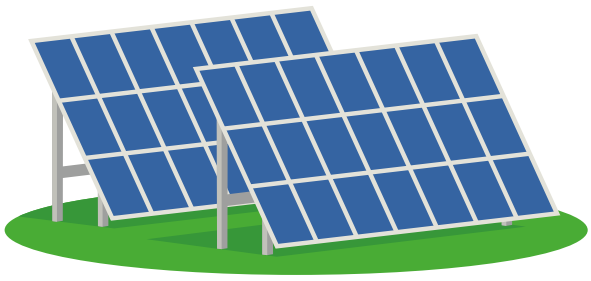

生協の再生可能エネルギーに関する考え方

生協は東京電力福島第一原子力発電所の事故後に再生可能エネルギー導入の取り組みを本格的に開始しました。原子力発電に頼らないエネルギー政策を目指すとともに、気候変動対策として省エネルギーによる使用電力量の大幅削減と再生可能エネルギーの急速拡大を目指してきました。特に再生可能エネルギーについては、生協自らが開発の担い手となることで、社会における再生可能エネルギーの比率を高めたいと考え、生協の資源や資産、ネットワークを活用して「創ること、広げること」の取り組みを進めてきました。

今後も生協は再生可能エネルギー開発の担い手となり積極的に気候変動対策を進めたいと考えています。その際、生協の再生可能エネルギー開発が、地域経済やその他の環境問題とトレードオフにならないよう、下記の視点をもって進めていきます。

生協が再生可能エネルギーの開発にあたって大切にすること

❶ 地域コミュニティ

再生可能エネルギーは、地域に広く存在するエネルギー資源を活用することを前提にします。

生協は、地域との合意形成を前提に、地域住民の参画と地域への貢献を大切にした再生可能エネルギーの開発を進めます。

❷ 協同とパートナーシップ

生協は、「21世紀理念」に掲げた「協同」や「助け合い」の価値観を再生可能エネルギーの開発においても大切にします。

生協は、組合員の参加はもとより産直産地や他の協同組合、行政、市民団体や環境NGOなど幅広いパートナーと連携し、多様なかたちでの再生可能エネルギー開発を進めていきます。

❸ 持続可能性（サステナビリティ）

地球の限界がリアリティをもって感じられるいまだからこそ、持続可能な環境と社会と経済の統合的発展が求められています。再生可能エネルギーの開発が、自然環境や地域社会・地域経済を損ねるものであってはなりません。

生協は、自然環境や地域社会への負担を極力おさえ、環境・社会・経済の視点から持続可能な再生可能エネルギーの開発を追求します。

電気小売事業への参入

生協は、再生可能エネルギーを開発・利用しつつ、自ら発電した再生可能エネルギーを中心にした電気を組合員へ販売することで、世の中に再生可能エネルギーを普及させていくことを目指しています。

2022年度までに14生協5連合会が電気小売事業に参入し、再生可能エネルギーを含む電力を組合員家庭へ供給しています。生協グループ合計で、新電力会社販売電力量（電灯部門）で第10位に位置する規模となっています。

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <2030目標><モニタリング指標> 再生可能エネルギー開発状況

全国の地域購買生協では年間で約12億kWhの電気を使用しています。「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、このうち3割にあたる4億kWh（設備容量200MW相当）の再生可能エネルギーを2030年までにさまざまなパートナーとともに創出することを目標に掲げています。

調査結果

2021年度時点で64生協中50生協が579か所で再生可能エネルギーの開発に関わっており、年間発電量約2億kWhを生み出せる発電能力（設備容量約116MW）を有しています。

おもに店舗や配送センターなどへの太陽光発電設備の設置が中心ですが、生協によっては風力発電やバイオマス発電、小水力発電、ソーラーシェアリングなどへも関わっています。

開発手法に関しては、自生協の施設に発電設備を設置するパターン（所有施設型）がもっとも多く、次いで発電プロジェクトへの出資参画（協同・パートナーシップ型）、その他に、組合員宅や他社施設を活用する場合（組合員宅・他社施設型）があります。

図表5 再生可能エネルギー開発量の推移

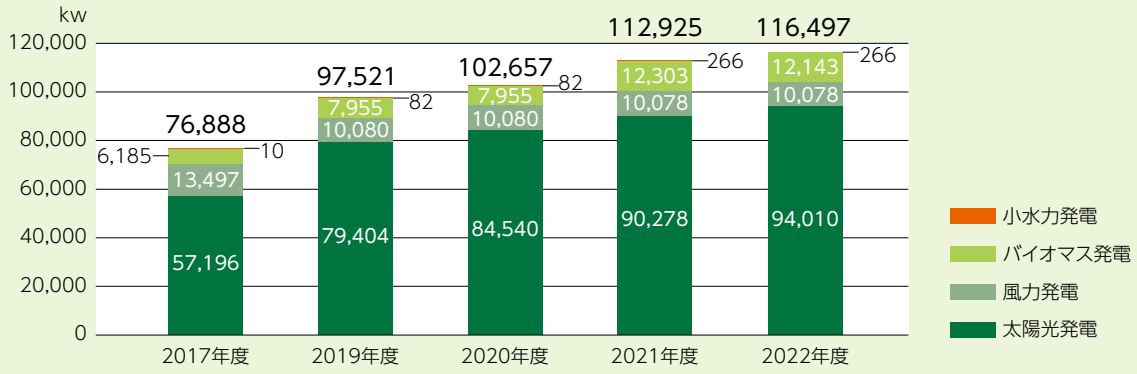

図表6 全国生協の導入タイプ別電源別開発状況

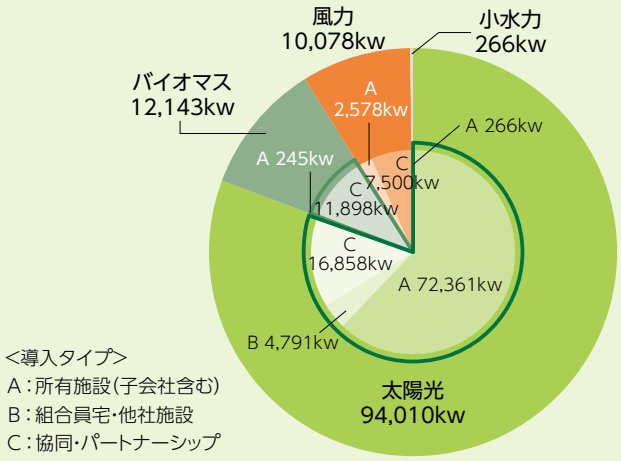

2 <モニタリング指標> 再生可能エネルギー開発計画の策定状況

再生可能エネルギーの開発目標への着実な実現のためには、具体的な計画やロードマップの策定が効果的です。そのため、各生協の計画策定状況をモニタリングしています。

調査結果

再生可能エネルギー計画策定済みの生協は64生協中26生協、策定中の生協が4生協となっています。昨年度の策定済み生協は15生協だったため、全体として策定状況が進展しました。

開発計画に加え、再生可能エネルギーの利用計画や目標の策定についても確認したところ、策定済みの生協は24生協、策定中が10生協という結果でした。

再生可能エネルギーの取り組み例

取り組み	内　容
再生可能エネルギーの使用に関する宣言	使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する枠組みである「RE100」[14]にはコープさっぽろが、「再エネ100宣言 RE Action」[15]には、青森県民生協、大阪いずみ市民生協、ならコープ、エフコープの4生協が参加しています。

※「再エネ100宣言 RE Action」のロゴです

14 RE100は、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

15 再エネ100宣言 RE Actionは、国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組み。

3. 省資源・資源循環の取り組み

生協事業で使用するプラスチック製容器包装と紙を削減します。また、持続可能な原材料への切り替えを進めます

(「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針④

生協では、使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減することを目標に掲げていますが、2021年度時点では7%の増加となっています。生協の使い捨てプラスチック製容器包装のうち、もっとも使用量の多い宅配用内袋の素材を再生プラスチックに切り替えているのは64生協中1生協でした。

生協は商品カタログに多くの紙を使用するため、2030年までに2021年度比で25%削減することを目指しています。2021年度実績は前年から総量は4%増加しましたが、供給高あたりでは3%減少しました。紙の商品カタログを使用せず、Webカタログを利用して注文する組合員の比率は7%でした。また、商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協は45生協でした。

【全国の生協の目標】

- 使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減
- 商品カタログに使用する紙使用量を2030年に2021年度比で25%削減

【モニタリング指標】

- 「Webのみ利用実績績数」の組合員比率
- 宅配用内袋の素材への再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用している生協数
- 商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協数

プラスチック使用量削減に関する考え方

生協はこれまでも省資源に積極的に取り組んできました。なかでもプラスチック製容器包装に関しては、1970年代からレジ袋の有料化に取り組んだほか、食品トレイの薄肉化等による使用量削減を進めてきました。商品においても、ペットボトルの軽量化とラベルレス品の開発に加え、詰替用商品を拡充し、リユースを促すことでプラスチック使用量を減らしました。また石油由来のプラスチック使用量を削減するため、再生プラスチックや植物由来プラスチックへの切り替えに取り組んでいます。

しかし、生協が取り扱うレジ袋や食品トレイ、卵パックなどのプラスチック製容器包装の量は年々増加しており、日本全体の小売業で用いられる同種のプラスチック製容器包装の7.8%[16]を占めています。今後も環境負荷軽減のためにこれらの量を減らしていきます。

紙使用量削減に関する考え方

生協の主力事業である宅配事業では、紙カタログとWebサイトが組合員にとっての注文時の利用媒体となります。大半は紙カタログであり、全国の生協の紙カタログに使用する紙資源量は2021年度実績で約28万2千トンです。人口減少、少子化、ICT化等の構造的な要因により日本全体の紙使用量は減少する一方で、生協の商品カタログにおける紙使用量は増加し続け、日本全体の「印刷・情報用紙」に占める生協の使用比率は4.4%を占めています[17]。

森林資源の持続可能性のためには適切な管理と利用が求められることから、削減目標を設定するとともに、再生紙等への切り替え状況をモニタリングしていくこととしています。

16 生協が取り扱うレジ袋や食品トレイ、卵パックなど容器包装プラスチックは重量換算で16,751トン(2021年度実績)。これは日本容器包装リサイクル協会「排出見込量:プラスチック製容器・包装(利用)」の「小売業」の2021年度実績214,833トンに対して「7.8%」にあたる。なお、この数値は小売業の店舗などで包装するトレイ、レジ袋などの合計重量の排出見込み量であり、食品工場などで包装する小売業のPB(プライベート・ブランド)の容器包装は含まれていない。

17 日本製紙連合会　https://www.jpa.gr.jp/states/paper/index.html

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <2030目標> 使い捨てプラスチック製容器包装の使用量

生協では、使い捨てプラスチック製容器包装の使用量を2030年に2018年度比で25%削減することを「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の目標に掲げています。

調査結果

2021年度の使い捨てプラスチック製容器包装の使用量は16,751トンです（48生協の集計）。2018年度比で107%となり増加しています。一方で、原単位（供給高1億円あたりのプラスチック製容器包装使用量）は25.6トン/億円となり、2018年度比で3%削減となりました。

また、店舗で使用するプラスチック製買い物袋（おもにレジ袋）については、約15%の生協がバイオマス製の袋に切り替えています。

図表7 プラスチック製容器包装使用量

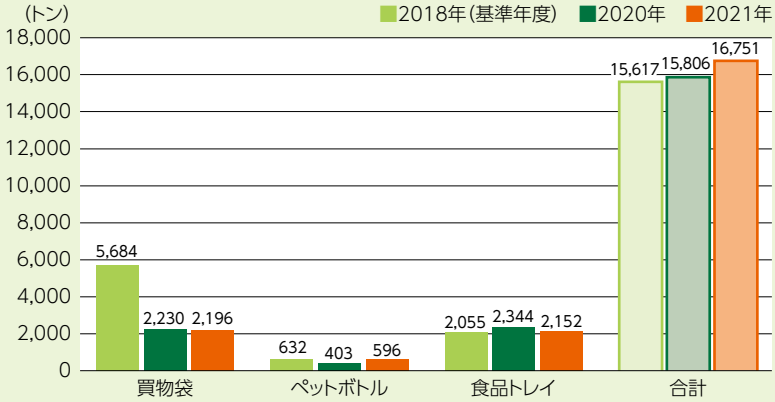

※ペットボトルと食品トレイの使用量把握は法的義務ではないため任意回答です。そのため、これらの品目を合算しても合計数量にはなりません。
※上記のグラフに関し、合計数値は買い物袋、ペットボトル、食品トレイのほか卵パックや宅配用内袋などその他のプラスチック容器包装を含めた合計量となっています。

会員生協におけるプラスチック製容器包装削減の取り組み例

- 商品用資材の薄肉化、ノントレー化
- 宅配用内袋の削減
- ラベルレス商品の取り扱い拡大
- プラスチック容器から紙容器への変更
- プラスチック包材ではなくリユースびんを積極的に活用
- 紙ストローの導入

2 <モニタリング指標> 宅配用内袋の素材への再生プラスチック・植物由来プラスチックの使用状況

生協におけるプラスチック使用量のうち半分以上を占めているのは、宅配時に商品を包む「宅配用内袋」であり、数値報告のあった生協の合計で総使用量は約10,839トンです。内袋の素材は石油由来プラスチックであることが大半であるため、日本生協連は各生協に対し、素材を再生プラスチック・植物由来プラスチックへ切り替えることを呼びかけ、その進捗状況をモニタリングしていくこととしています。

調査結果

2021年度までに宅配用内袋の素材を再生プラスチックに切り替えたのは1生協にとどまっています。気候変動対策の視点から積極的な切り替えを検討していきます。

3 <2030目標> 商品カタログに使用する紙使用量

生協では宅配事業が主力であることから、商品カタログに紙を多く使う特徴があります。そのためカタログに使用する紙使用量を、2030年までに2021年度比で25%削減することを「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の目標に掲げています。

調査結果

2021年度の商品カタログに使用する紙の使用量（総発行量）は282,968トンです（48生協の集計）。2020年度比104%となり微増しています。一方、原単位（供給高百万円あたりの紙使用量）は65.9トン/百万円で、2020年度から3%削減できました。

多くの生協（64生協中61生協）では、発行した商品カタログを次の配送時に回収しています。回収率を算出したところ70%でした。

4 <モニタリング指標> 商品カタログの原料に再生紙や環境・社会側面に配慮した紙の使用状況

生協では、紙の使用量削減を進めつつ、原料を再生紙や環境・社会側面に配慮した紙に切り替えていきます。進捗度を測るために、切り替え状況をモニタリングしています。

調査結果

2021年度に、再生紙や環境・社会側面に配慮した紙を使用している生協は64生協のうち45生協（70%）でした。45生協すべてが「再生紙」を使用しており、さらに「環境・社会側面に配慮した原料」も使用している生協はこのうち12生協でした。

「環境・社会側面に配慮した原料」としては、具体的に「間伐材認定マーク」「FSC認証」「ベジタブルオイルインク」などが使用されています。

5 <モニタリング指標>「Webのみ利用実績者数」の組合員比率

利用者である組合員の数を増やしつつ、商品カタログに使用する紙の資源量を削減するには注文時のWeb利用率を高めていくことが有効と考えています。

なかには紙の商品カタログを使用せず、Webカタログのみで注文される組合員もいます。こうした「Webのみ利用者」の比率を高めていくことが重要と考え、全組合員数における「『Webのみ利用実績者数』の組合員比率」を毎年度確認していくことにしています。

調査結果

2021年度の組合員のWeb登録率は42%でした。（2020年度は34%）

Webカタログのみを希望する利用者に対して、紙カタログの配布を完全に停止できる仕組みがある生協は64生協のうち22生協です。この22生協の「『Webのみ利用実績者数』の組合員比率」は7%となり、前年の3%より増加しています。引き続き仕組みの整備と比率向上を目指します。

生協事業から排出される容器包装等の回収・リサイクルを、組合員とともに推進します
（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑤）

生協は組合員の協力のもと店頭の回収ボックスや配送の戻り便を活用して資源物を回収し、リサイクルしています。2021年度の回収量は飲料紙パック約5,100トン、ペットボトル約3,600トン、食品トレイ約1,900トン、卵パック約2,400トン、宅配用内袋約2,900トン、商品カタログ約215,450トンとなりました。

なかでもプラスチック製容器包装のうちもっとも使用量が多く（約10,800トン）、かつ回収率が算出可能なのは宅配用内袋ですが、回収が進んでいない実態があり、回収率は25%にとどまっています。

【モニタリング指標】
- プラスチック・紙製容器包装の回収量
- 宅配用内袋の回収率

資源の回収・リサイクルに関する考え方

生協は省資源とともに資源循環の取り組みを進め、リデュース（削減）しきれない容器包装と資材について、リユース（再利用）とリサイクル（再生利用）を進めてきました。

生協によっては、組合員の協力のもと店頭の回収ボックスや配送の戻り便を活用して容器包装プラスチック等の資源物を回収し、リサイクル（エコ）センターで資源価値を高めてリサイクルへ回すという固有の仕組みを作りあげ、積極的に推進してきました。

しかし海洋プラスチックごみなどプラスチックをめぐる問題が深刻さを増すなかで、回収とリサイクルの重要性が急速に高まっています。政府の「プラスチック資源循環促進法」でも、自主回収と再商品化の重要性が強調されています。こうした情勢に対応し、生協は2030年に向けて事業から排出されるプラスチック製容器包装や宅配用内袋、商品カタログなどについて回収量と回収率を高め、マテリアルリサイクルを追求します。

回収した資源物のリサイクルの例（コープデリ連合会）

回収した資源物の再資源化に関する状況は生協によって異なりますが、首都圏の生協であるコープデリグループ会員生協では下記のようにリサイクルを実施し、組合員にリサイクルへの協力を呼びかけています。

	宅配で回収したもの		宅配と店舗で回収したもの				店舗で回収したもの
回収品目	商品・カタログお届け用ポリ袋	商品カタログ・チラシ	飲料用紙パック	ペットボトル	食品トレー（発砲トレー、透明トレーの一部）	たまごパック	アルミ缶
リサイクル先	物流用パレット・車の部品など	再生紙の原料	トイレットペーパーなど	ペットボトル、商品の包装材、たまごパック、ユニフォームなど	食品トレー、ベンチ（芯材）プラスチック製品など	たまごパック、フルーツケースなど	アルミ缶、サッシなど

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <モニタリング指標> プラスチック・紙製容器包装の回収量

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」では、プラスチック・紙製容器包装の回収量と回収率の増加に向け、進捗状況を毎年度把握することとしています。2021年度の状況は下記の通りです。

調査結果

店頭のリサイクルボックスや宅配の戻り便で容器包装等の回収をしている生協は、回答した64生協のうち61生協でした。

品目ごとの回収量は、飲料紙パックが約5,100トン、ペットボトルが約3,600トン、食品トレイが約1,900トン、卵パックが約2,400トン、全品目合計で約48,800トンという結果になりました。

図表8 店舗・宅配における容器・包装等の回収状況（2021年度）

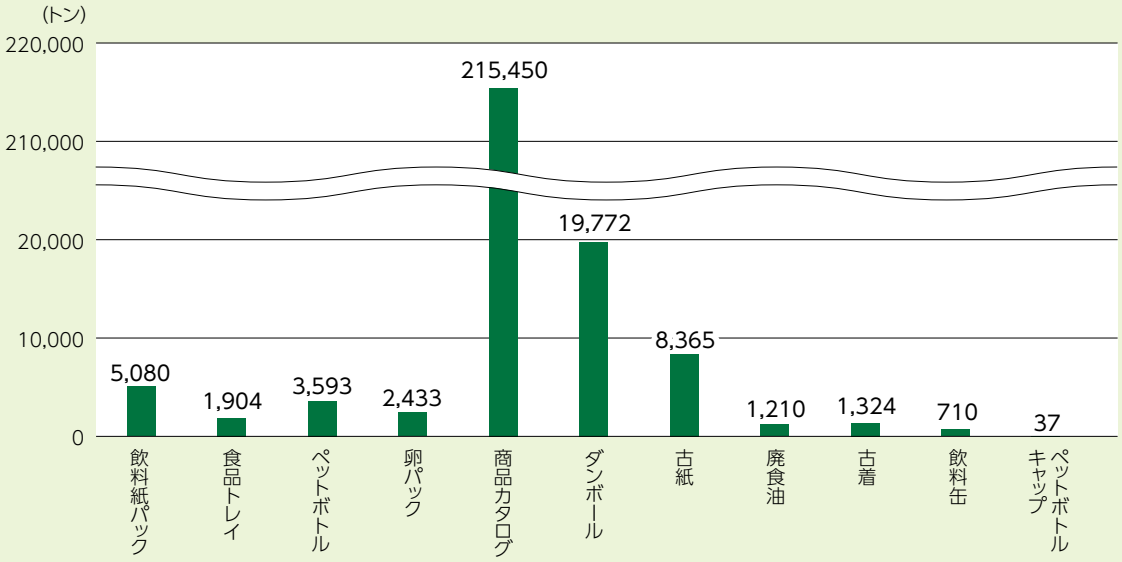

2 <モニタリング指標> 宅配用内袋の回収率

宅配時に商品を包む「宅配用内袋」は、生協におけるプラスチック使用量のうち半分以上を占めているにもかかわらず、回収率の低さが課題となってきました。2030年に向けて内袋の回収・リサイクル率向上を目指し、モニタリング指標として毎年度進捗を評価していくこととしています。

調査結果

宅配用内袋の回収をしている生協は64生協のうち56生協（88%）です。総使用量10,839トンに対し回収量2,918トンであり、回答生協の回収率は中央値で25%にとどまっています。

一方で、75%以上に相当する宅配用内袋を回収している生協も3生協あるため、好事例を共有しながら全国の生協で内袋の回収率を向上させ、適切にリサイクルできるようにしていきます。

省資源・資源循環の取り組み例

取り組み	内　容
コープさっぽろ コープデリ連合会 コープこうべ **リサイクル原料を使用した買い物かご**	会員生協では、回収されたプラスチックを原料に使用した買い物かごを店舗で利用しています。原料となるプラスチックは、魚箱（コープさっぽろ）、ペットボトルのキャップ（コープデリ連合会）、海洋プラスチック（コープこうべ）などが使用されており、日々の買い物をしながら資源循環の取り組みについて認知が広がるきっかけとなっています。
日本生協連 **回収したペットボトルを原料とした商品パッケージ**	日本生協連では、コープ商品「責任ある調達基本方針」のもと、「コープ商品の2030年目標」として、2030年に向けた持続可能な調達目標を設定しています。そのなかでコープ商品のプラスチック使用量の削減に取り組んでおり、容器包装に再生プラスチック・植物由来プラスチックを使用した商品を徐々に拡大しています。また回収したペットボトルから商品パッケージの包装資材にリサイクルする取り組みも行っており、今後拡大していく予定です。
コープこうべ **寄付機能付きペットボトル回収機の導入**	コープこうべでは、環境配慮型のモデル店舗をオープンし、持続可能な社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めています。その一つとして、「寄付機能付きペットボトル回収機」を導入し、ペットボトル1本につき1円を環境活動団体に寄付する取り組みを行っています。
福井県民生協 **プラスチック削減**	2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、生協でも様々な取り組みを推進しています。福井県民生協では、食品トレーを使わないノントレー商品の開発、ストローの紙素材化、レジ袋やスプーンのバイオマスプラスチック化など、環境に配慮した素材への変更を進めています。
コープデリ連合会 **Web上で全商品カタログの配布停止の受付を開始**	コープデリ連合会では、商品カタログによる紙使用量を削減するため、Web上から組合員がすべての商品カタログの配布停止を申し込むことができるようになりました。

生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます
（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑥）

生協は食品廃棄物の発生抑制とリサイクルに努め、事業からの食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減することを目指しています。2021年度の食品廃棄物の処分量[18]は2018年度比で110%となり、10%増加しました。

モニタリング指標としている食品廃棄物発生量は2018年度比で101%、食品リサイクル率は75%という結果でした。

また、食品廃棄物の発生抑制とともに安心してくらし続ける地域社会づくりのため、フードバンクへ食品を提供しています。このほか、組合員家庭での食品ロス削減に貢献するため、フードドライブを店舗や宅配センター、店頭イベントにて実施しています。

【全国の生協の目標】
- 食品廃棄物を2030年に2018年度比で50%削減

【モニタリング指標】
- 食品廃棄物発生量
- 食品リサイクル率

食品廃棄物削減に向けた考え方

生協では、店舗から発生する食品廃棄物を肥料化し、提携農家で使用してもらい、できた農産物を生協で販売する取り組み（食品リサイクル・ループ）を推進してきました。また、商品供給できず余剰となった食品をフードバンクへ寄付する取り組みも行ってきました。なかには、組合員家庭にある食べきれない分を回収するフードドライブを行っている生協も見られます。このように生協では、食品廃棄物と食品ロスの削減を事業と活動の両面で推進してきました。

しかし、生協の事業規模の拡大にともない、生協が事業で排出する食品廃棄物の発生量は2021年度に約2万9千トン[19]に達しました。これは日本全体（小売業）の食品廃棄物量の3.6%程度を占めていることから、社会的責任としてさらなる発生抑制と廃棄物削減が必要と考えています。

<食品リサイクル・ループの事例（大阪いずみ市民生協）>

18 食品廃棄物の発生量に対し、減量や再生利用、熱回収を行ったのちに残る最終的な食品廃棄物のこと。
19 38生協の2021年度実績

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <2030目標> 食品廃棄物の処分量

生協では、「生協の2030環境・サステナビリティ政策」において食品廃棄物の処分量（食品リサイクル法の「食品廃棄物としての処分の実施量」）を2030年までに2018年度比で50%削減することを目指しています。

調査結果

2021年度の食品廃棄物の処分量は9,597トンとなりました（38生協の集計）。2018年度と比較すると110%となっており、10%増加しています。また、供給高1億円あたりの食品廃棄物処分量は15.7トン/億円となり、2018年度比で6%増加となりました。

2 <モニタリング指標> 食品廃棄物の発生量

削減目標の対象である「食品廃棄物としての処分の実施量」を減らすには、そもそもの発生量を減らすことが重要であることから、「食品廃棄物発生量」もモニタリング指標としています。

調査結果

2021年度の食品廃棄物発生量は29,637トンでした（38生協の集計）。2018年度と比較すると101%と微増しています。一方で、供給高1億円あたりの食品廃棄物発生量は39.6トン/億円となり、2018年度比で5%削減となりました。

3 <モニタリング指標> 食品リサイクル率

削減目標達成のため、発生量と同様に、食品リサイクル率をモニタリング対象としています。

調査結果

2021年度の食品リサイクル率は中央値で75%となりました（38生協の集計）。前年度が78%だったため、やや低下しています。

リサイクルの具体的な方法は、「堆肥化」を行っている生協が31生協と最も多く、次いで「飼料化」の30生協、「油脂化」の24生協となっています。

会員生協における食品廃棄物ならびに食品ロス削減の取り組み例

- 規格外農産物の取扱い
- 商品納品期限の延長
- 店舗における販売期限の見直し
- 適正な値引きなどによる売り切り
- 組合員に対するフードドライブへの協力要請
- 店舗から出る食品残渣のバイオガス発電への活用
- 店舗における商品発注精度の向上
- 「てまえどり」運動の推進
- 「子ども食堂」などへの食材提供、フードバンクとの連携

食品ロス削減の取り組み例

店舗への生ごみ処理機の導入

コープさっぽろ

コープさっぽろでは、店舗から排出する生ごみの削減を目的として、生ごみ処理機の導入を進めており、年間約3,500トン排出していた生ごみについて90%以上の削減を目指しています。

生ごみを各店舗で分解処理し、排出量自体の削減を行うことは、ごみ処理に伴うコストの低減だけでなく、ごみの運搬時や焼却所での燃焼時に排出されるCO_2の発生を抑えることにも繋がり、環境にかかる負荷を減少させることができます。

規格外農産品の取り扱い

コープデリ連合会

コープデリ連合会では、少しのキズやサイズ違い、天候被害などを理由に廃棄されてしまう野菜や果物を、規格外農産品として販売しています。見た目は劣るけれど味の問題はない農産物であることを伝え、消費者はお得な値段で購入できます。消費者だけでなく生産者も笑顔になれることを大切にしており、持続可能な生産と消費につながります。

組合員参加型の食品ロス削減アクション

パルシステム連合会

パルシステム連合会では、「我が家の食品ロス削減アクション」を展開し、「食べ残しゼロ運動5日間チャレンジ」と「みんなの食べきりテク」への参加を呼びかけました。「みんなの食べきりテク」では、食材を食べきるための保存方法やレシピ、食材の管理方法など、食品ロスを出さないためのアイデアが667件集まりました。

4 フードドライブの実施状況・フードバンク等への食品提供

食品廃棄物の発生抑制とともに家庭における食品ロス削減につながるとの考えから、フードドライブの実施状況やフードバンク等への食品提供の実態について調査を行いました。

調査結果

フードバンク等への食品提供を実施している生協は64生協中54生協で、生協のなかには自らフードバンクを運営しているところもあります。提供量の管理単位はさまざまですが、重量（トン）で集計している生協の中央値は年間で4トンでした。

フードドライブを実施している生協は47生協で、店舗や宅配センター、店頭イベントにて常時または期間を設けて集中的に受け付けています。受付量は生協によって幅がありますが、中央値は年間で3トンでした。

フードバンクからの寄贈先例

- 社会福祉協議会
- 福祉施設
- 子ども食堂
- NPO法人
- 高齢者・児童・障がい・母子等支援団体
- 生活困難者支援施設
- ホームレス支援団体

画像提供：ユーコープ（フードバンク山梨へのお渡し）

画像提供：ユーコープ（店頭でのフードドライブ実施例）

4. 生物多様性保全と人権尊重※の推進

サプライチェーンを通して、人権を尊重し環境に配慮した「責任ある調達」を進めます
（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑦）

購買事業を行う生協は、省資源や生物多様性の保全に留意しつつ、人権・労働安全といった社会的側面へ配慮した幅広い調達行動として「責任ある調達」が重要と考えています。

日本生協連のコープ商品では、2021年度に「責任ある調達基本方針」と「コープ商品の2030年目標」を策定しました。また、会員生協のなかで持続可能な調達方針を策定し、公表した生協は、2つの事業連合（に加盟している18生協）と5生協の計23生協で、うち調達目標を策定し公表しているのは1事業連合（に加盟している8生協）と3生協となっています。

生協における人権対応の進捗状況は、約3割の生協が「ビジネスと人権」に関する学習や人権方針の策定を進める一方で、約7割の生協では特に施策は講じていない状況です。

【モニタリング指標】
- 持続可能な調達方針を策定・公表した生協数

「責任ある調達」に関する考え方

経済のグローバル化にともない、原材料の調達が環境保全や生物多様性に地球規模で影響をもたらすことが明らかになり、サプライチェーンにおける人権侵害も指摘されるようになってきました。こうした状況を受けて、生協は産直事業の取り組みも含め、省資源や生物多様性の保全に留意しつつ、人権・労働安全といった社会的側面へ配慮した幅広い調達行動として、「責任ある調達」が重要と考えています。特にサプライチェーンにおける「責任ある調達」の実践にあたっては、自生協のみならずサプライヤーとの協働が不可欠と考えています。

コープ商品における「責任ある調達」

日本生協連では、プライベート・ブランドであるコープ商品に関し、2021年度に「責任ある調達基本方針」を策定し公表しました。

調達基本方針では、(1) 商品のサプライチェーンにおける社会的責任（CSR）課題への対応、(2) 環境配慮、人権尊重等に配慮して生産された農林水産物や、それらを原料とした商品の取り扱い拡大、(3) 生産者やNGOなどとの協力関係構築と持続可能な生産体制の維持・向上、(4) プラスチック・紙の問題への対応、(5) 食品ロスの削減、(6) 課題・進捗状況の共有化と社会的発信、の6つを取り組み方針としています。そのうえで、農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ、パーム油、プラスチック、食品ロス削減に関し、個別の対応方針を記載しています。

また、「社会的責任（CSR）体制の確立原則」として、次ページの5つをサプライヤーとともに共有しています。

※ ここでは調達段階における生物多様性と人権課題について言及しており、生協職員の人権対応状況の調査については（外国人労働者に関わる事項を除き）記載しておりません。今後のところで調査を検討します。

社会的責任（CSR）体制の確立原則

1. 社会的責任（CSR）全般に関わる推進体制の整備と維持向上に努めます。
2. あらゆる人権侵害や差別への加担、不当な労働を禁止します。
3. 安全で衛生的な職場環境を確保します。
4. 商品の生産・調達に関わる環境影響を最小化します。
5. 関連する法令を遵守し、公平・公正な取引を行います。

コープ商品の2030年目標

「責任ある調達基本方針」のもと、社会変革を前提とした「あるべき姿」からバックキャスティングして2030年に向けた持続可能な調達目標を設定しました。

分野	目標
農産	●主要な農産原材料の産地を指定した仕様指定商品および生鮮農産物について、GAPを導入した生産者からの調達構成比を100%とします。海外農産物はGFSI認証スキームのGAP、国内農産物は国際水準GAPとします。 ●輸入生鮮農産物における有機JAS、レインフォレスト・アライアンス認証品の調達構成比を45%以上とします。
水産	●水産物を主原料とする仕様指定商品および生鮮水産物について、MSC/ASC認証商品の拡大を重点に、GSSIが認定した認証スキームによる認証品の供給額構成比を50%以上とします。
紙・パルプ	●コープ商品に使用する紙（製品・容器包装・段ボール材）の100%を再生原料または森林認証品による調達原料とします。
パーム油	●コープ商品に使用するパーム油の100%を持続可能なパーム油認証品とし、そのうち50%以上を物理的認証油の調達とします。
プラスチック	●容器包材のプラスチックを2016年対比25%削減します。 ●再生プラスチックと植物由来素材プラスチックの活用を進め、使用率を合計で50%以上とします。
食品ロス	●コープ商品に由来する食品廃棄物を2018年度比で50%以上削減します。

コープ商品におけるサプライチェーン上の人権・環境リスクの把握と評価

日本生協連では2016年度より、コープ商品を製造する国内外の取引先に対し、①「責任ある調達」や環境・サステナビリティ政策をお知らせすること、②サプライチェーンにおける取り組み状況を確認・共有すること、③今後の取り組み課題を発見することを目的にCSRアンケートを実施しています。

2022年度のアンケートは取引先1,201社に依頼し、1,164社から回答を得ました（回答率96.9%）。

日本生協連 取引先CSRアンケートより（抜粋）

日本生協連の取引先の状況

特徴❶ 取引先の68%が経営方針にCSRを明記しており、45%がホームページ等に公開している。

特徴❷ 92%の取引先が、法律違反を知ったり、権利侵害を受けた従業員のための相談・救済窓口を設置している。

特徴❸ 主要な原材料のサプライヤーに対し、人権や環境に関して、自社独自の基準・規範を提示している取引先は25%。法令や社会規範の範囲での要請は39%。（右のグラフ参照）

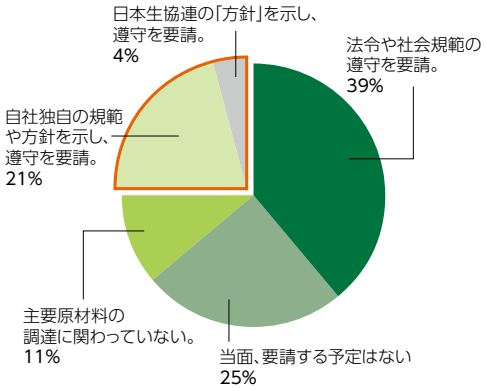

コラム

生協における「人権方針」策定に向けた動き

●2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に端を発し、日本政府が2020年に国別行動計画(NAP)を公表、2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」がまとめられるなど、国内外で「ビジネスと人権」に関する取り組みが加速しています。

●全国の生協では取り組みの重要性は認識しているものの、大きな動きは見られません。一方で大阪いずみ市民生協は、これまでの事業と活動における人権尊重の取り組みのうえに、あらためて国際的に認められた人権等を尊重し、適切に事業と活動を行う姿勢を内外に示すために2021年度に人権方針を策定しました。

大阪いずみ市民生協のグループ全体で事業と活動に関わるすべての人の人権を尊重することを明示しています。（https://www.izumi.coop/hondana/csr2022/#page=35）

●また、日本生協連は「コープSDGs行動宣言」（2018年）に基づき、事業・活動を進める上で直接的・間接的に関わる「人」の人権尊重の責任を果たすために、人権方針を2022年度に策定しました。（次ページに全文を掲載しています）

日本生協連の人権方針

日本生活協同組合連合会（以下、「当会」）はコープSDGs行動宣言に基づき、当会の事業・活動を進める上で直接的・間接的に関わる「人」の人権尊重の責任を果たすために「人権方針」をここに定めます。

そして、全国の生協、組合員と協力しながらコープSDGs行動宣言で掲げた取り組み等をより一層推進し、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 人権方針の策定にあたって

当会は「平和とよりよい生活のために」を創立宣言で掲げ、核兵器廃絶や平和に関する取り組み、環境に配慮した商品の開発、消費者の権利を守る運動などの取り組みを組合員とともに進めてきました。そして、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）に対して、生協もその一端を担うべく2018年6月の日本生協連第68回通常総会の特別アピールで「コープSDGs行動宣言」を採択しました。コープSDGs行動宣言を通じて、エシカル消費、地球温暖化対策、子どもの貧困対策、ジェンダー平等、地域社会づくり、健康・福祉・助け合いなど、人と社会を大切する取り組みをさらに広げています。

こうした事業・活動には多くの「人」が関わっています。当会では持続可能な社会を実現する上で、当会の事業・活動に関わる人の人権を尊重します。そのために、当会の役職員は人権尊重を理解し、対応を進めていきます。そして、会員生協や組合員、取引先などのステークホルダーと協働して、人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを広げていきます。

2. 人権方針

①人権の尊重

当会では、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言に規定された人権を尊重します。国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づき、人権尊重の取り組みを進め、運用していく中で定期的に見直しを図ります。

②適用範囲、周知浸透・教育

商品調達に関係する取引先や生産者、商品加工業者、当会グループで働く役職員、商品を実際に供給する会員生協役職員、商品を利用する組合員など、当会の事業・活動に直接的・間接的に関係があるステークホルダーの人権に負の影響を与えないよう、人権尊重の取り組みを進めます。そのために、当会グループの役職員（出向受入職員・派遣職員、子会社役職員を含む）に対して人権尊重に関する理解を広げ、継続的に適切な教育を実施します。また、ステークホルダーと協働して人権の尊重を推進できるよう、人権尊重の理解・認識の共有を働きかけます。

③推進体制

人権の尊重に関する取り組みを有効かつ効率的に組織全体で推進するよう、代表理事専務を責任者とした組織横断の推進体制を構築します。

④人権デュー・ディリジェンスの実施

日本生協連グループの役職員のみならず、当会の事業・活動に関わりのあるステークホルダー全体を視野に入れた人権デュー・ディリジェンス（当会の事業・活動における人権への影響評価・重点課題の特定、予防・軽減策等の実施、追跡調査、外部への情報発信・コミュニケーション）を実施します。

⑤是正・救済の仕組みづくり

当会の事業・活動によって人権侵害に遭われたステークホルダーからの相談・通報を広く受けられるよう、相談・通報窓口等を組織の内部・外部にそれぞれ準備します。相談・通報窓口等で寄せられた内容や人権デュー・ディリジェンスの実施によって発見された課題等の解決を図る体制を整備します。

⑥情報開示・対話

当会の事業・活動における人権尊重の取り組みの進捗や課題をコーポレートサイト等で適切に開示し、ステークホルダーとのさらなる対話に繋げます。

⑦持続可能な社会の実現に向けた取り組み

人権が尊重され、誰もが笑顔でくらせる持続可能な社会の実現にむけて全国の生協、組合員とともに学び合い、取引先などステークホルダーとも協力しながらコープSDGs行動宣言の実践を進めます。

代表理事統括専務

嶋田 裕之

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <モニタリング指標> 持続可能な調達方針を策定・公表した生協数

各地の生協は、日本生協連からコープ商品を調達するのみならず、独自のPB商品を開発し、日本生協連以外のサプライヤーからNB商品を仕入れ、生産者団体からは産直商品を調達しています。こうした状況から、日本生協連は各生協においても独自に調達方針を策定することを呼びかけています。

「生協の2030環境・サステナビリティ政策」でも、各生協の方針策定状況をモニタリング指標に設定しており、2021年度時点の状況を調査しました。

調査結果

64生協のうち2つの事業連合（に加盟している18生協）と5生協の計23生協が持続可能な調達方針をすでに策定し、ホームページ等で公開するとともに、取引先や組合員、NGOなど必要なステークホルダーに説明・対話を行っています。このうち1事業連合（に加盟している8生協）と3生協は調達目標を策定し、公表しています。方針を策定し公表している生協は全体の36%であり、前年の6%から大きく前進しました。

品目に関してはおもに「水産物」と「農産物」に関する調達方針や調達目標が策定され、いくつかの生協ではパーム油や紙・パルプに関する方針を策定しています。

2 生協におけるサプライチェーン上の人権・環境リスクの把握と評価

海外原料調達先における児童労働や強制労働、国内における外国人技能実習生への人権侵害の事例等が課題となっていることを受けて、生協において、サプライヤーと連携した人権・環境リスクの把握と評価がどの程度なされているか調査を行いました。

調査結果

人権・環境問題対応についてサプライヤー（取引先）との連携を「実施しておらず、今後は未定」を選んだ生協が64生協中36生協で最も多く、次いで「実施している」の11生協、「実施する方向で、今後検討予定」の10生協などの順に多い結果でした。

実施生協における具体的な連携方法については「取引先説明会等で方針を説明し、順守を求めている」を選んだ生協が100%で、サプライヤーに対しＣＳＲアンケートを行う、または監査を行っている生協はありませんでした。

3 サプライチェーンにおける外国人労働者（技能実習生など）の把握状況

各地域の生協の現場では、外国人技能実習生を中心にした外国人労働者が働いています。各生協での、サプライチェーンにおける外国人労働者の労働実態（人数や働いている現場など）の把握状況は下記のとおりです。

調査結果

64生協中、「自生協の直雇用の外国人労働者の人数や労働実態について把握している」と「把握していない」を選んだ生協がほぼ同数となりました。

外国人労働者が働いている現場は、店舗の各部門、宅配、物流センター、加工施設（ベジタブルセンター・フィッシュセンター・ミートセンター）、福祉デイサービスなどです。

図表9　サプライチェーンにおける外国人労働者の労働実態の把握

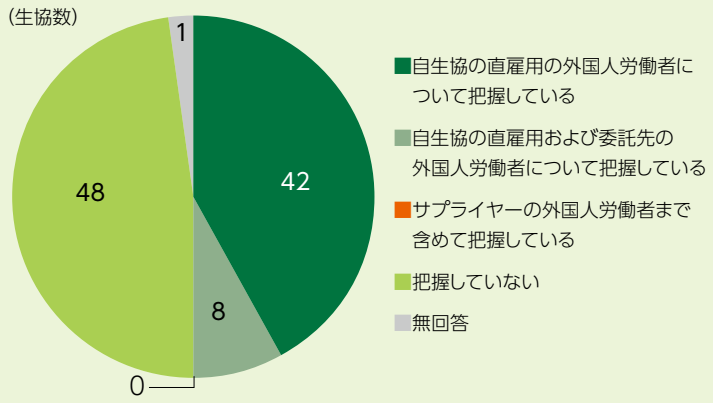

4　外国人労働者や障がい者等への対応状況

各生協において外国人労働者や障がい者等のハンディキャップをもった方が働きやすいように、どのような工夫がなされているか調査を行いました。

調査結果

外国人労働者や障がい者等のハンディキャップをもった方が働きやすくなるような行動規範や施策の有無について質問したところ、「持っている・実施している」と答えた生協が全体の3割でした。これらの施策がカバーする範囲は下記のグラフの通りです。
行動規範や施策の具体的な内容については、次の趣旨の回答などをいただきました。

＜行動規範の例＞

- 雇用や処遇にあたっては、基本的人権を尊重し、公平に評価します。性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族・信条・宗教・疾病・障害などによるあらゆる差別を行いません。お互いの人格・価値観を尊重した、相互信頼と良識のある働きやすい職場環境作りに努めます。

＜施策例＞

- 外国人雇用については日本人同様の就業規則を適用している。
- 人事部にて情報管理を行い、労働時間の管理や現場からの働き方の相談窓口を設けて、人権に配慮した対応を行っている。
- 障がい者の就労体験などを積極的に受け入れ、全事業毎に各1名以上就労している。
- 特別支援学校からの就労体験受け入れの際に、一人ひとりに合わせた作業表の作成、定着支援のための定期巡回、支援学校・支援センターとの会議出席や受け入れ者との振り返り面接、などを行っている。

図表10　行動規範や施策がカバーする範囲

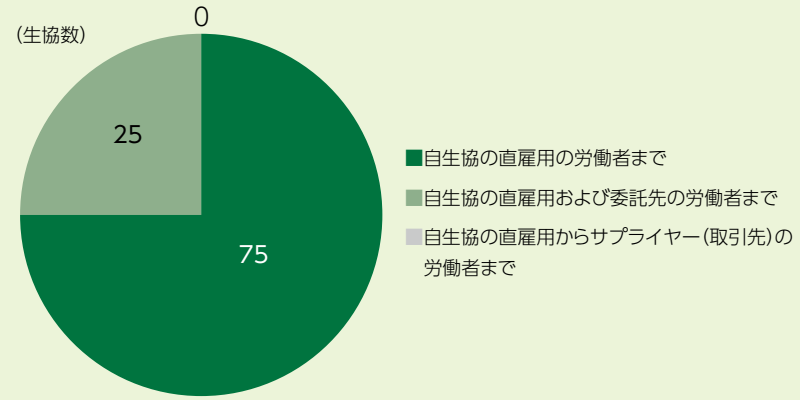

5 「ビジネスと人権」に関する取り組み状況

サプライチェーンを通した人権尊重の取り組みが国内外で推進され、企業に対して行政などから実施状況に関するアンケートが行われている状況をふまえ、生協においても同様の調査を実施しました。

調査結果

人権対応の進捗状況について下記の表に示す5つの選択肢からあてはまるものをすべて選んでいただいたところ、「特に施策は講じていない」生協が最も多く、約3割の生協が学習を開始している状況でした。

図表11　人権対応の進捗状況

A	組織内で「ビジネスと人権」（企業活動における人権の尊重）に関する学習を開始している	17生協
B	ステークホルダーとのコミュニケーションにより、自生協の事業（サプライチェーン全体）に関わる優先度の高い人権リスクを特定している	3生協
C	Bで洗い出した人権リスクを評価している	3生協
D	Cをふまえて人権方針を策定し、経営トップがコミットメントしている	3生協
E	特に施策は講じていない	3生協
	合計	62生協

※複数選択式の設問

責任ある調達・人権尊重の取り組み例

責任ある調達

コープデリ連合会

コープデリ連合会は「持続可能な調達方針」の水産方針として、「持続可能な水産資源の利用と水産漁業者との連携を強め、日本の魚食文化を育みます」と掲げており、陸上養殖サーモントラウト（商品名：『おかそだち生サーモントラウト』）を1都4県、23店舗で取り扱っています。

ダイバーシティの実践

ユーコープ

ユーコープは、ダイバーシティの取り組みをさらに加速させるために、「ユーコープ ダイバーシティ促進に関する方針」を策定しています。ベトナムなど外国籍職員の雇用を進めており、生活習慣の違いから職場で困ったことがあれば、外国人雇用推進担当が間に入り、相互理解に至るまでコミュニケーションを図ります。

組合員とともに環境保全活動を推進し、自然共生社会の実現を目指します

（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑧）

地球の気候や土壌、そこに生きる生態系を損ねることなく、かけがえのない自然を将来世代に残していくため、生協は学習会や体験活動などの環境保全活動を、組合員とともに推進しています。

2021年度、環境に関わる学習活動は59生協で実施され、44生協でイベントや体験活動が実施されました。体験型の環境保全活動としては組合員やその家族が参加し、「コープの森づくり」「リサイクル施設視察」「エシカルキャンペーン」などが実施されました。

【モニタリング指標】

- SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベントの実施や出展、環境教育、環境保全活動等の実施回数とそれらを実施した生協数

環境保全活動に関する考え方

生協はこれまで組合員はもとより、生産者や地域の環境団体等とも協働し、動植物保全につながるプロジェクトの実施や自然体験、森林保全などの学習会や体験活動を進めてきました。具体的には植樹や森づくり、藻場の再生事業、海浜や湖の清掃、水質改善活動、里山の休耕地解消、山の保全など、地域に応じた多種多様な環境保全活動が取り組まれています。

今後も環境保全活動や環境教育を、組合員のなかでも特に子どもや若者など次世代の人びとを巻き込みながら実施していきます。また、専門的な知見をもった環境NGO・自治体などとも積極的に連携し、生協の環境保全活動をより深く広く推進していきます。

環境保全活動の取り組み例

「もずく基金」オンライン視察・交流会

コープ CS ネット

コープCSネットは、親子「もずく基金」オンライン視察・交流会を開催しています。沖縄県の恩納村漁業協同組合とリモートでつなぎ、もずくの生育について学習するとともに、生産者との交流も行っています。「もずく基金」とは、サンゴの養殖や保全を目的とした取り組みで、対象商品の売り上げの一部をサンゴ礁再生事業に活かしています。

コープの森づくり

いわて生協

いわて生協は、岩手県の豊かな森林を保全するための取り組みを行っています。地元の森林組合の協力のもと、組合員が植樹や草刈りに参加しています。また、2012年に「コープの森づくり基金」を設立し、回収した紙パックと宅配チラシの益金の一部やお取引先協賛企画による募金を積み立てています。

がっこうシリーズ

いばらきコープ

いばらきコープは、「がっこうシリーズ」と題し、「海」「田んぼ」「湖」「森」「川」をテーマとした親子向けの体験学習会を行っています。茨城県内の豊かな自然を体感しながら、環境のためにできることを考えるきっかけづくりを行っています。

干潟の生き物観察会&海岸清掃

コープかごしま

コープかごしまは、姶良市の重富海岸で「干潟の生き物観察会&海岸清掃」を開催しています。NPO法人くすの木自然館による協力のもと、生き物観察をとおして、干潟にいる生き物の特徴や役割を学んでいます。また、あわせて海岸清掃も行っています。

※上記は日本生協連にて各生協のウェブサイトに公表されていた環境活動を調査したものです。2021 年度に実施されたものとは限りません。

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 <モニタリング指標> SDGs・エシカル消費・気候変動に関する学習会やイベント等の実施状況

生協では、環境保全活動の推進に向けて「SDGs・エシカル消費・気候変動に関するイベント等の実施状況」をモニタリングしています。

調査結果

2021年度は新型コロナウイルスの影響で例年よりも実施機会は減少しましたが、64生協のうち59生協で学習活動が実施されました。「SDGs」や「エシカル」「プラスチック問題」がおもなテーマです。

学習会以外の活動も64生協のうち44生協で実施されており、環境保全・生き物調査等の体験活動やリサイクルに関するオンラインイベントなどが行われました。

会員生協で実施されたイベントの事例

あそんで まなぼう 生活クラブのSDGs

生活クラブ埼玉

親子で遊びながら、SDGsについて学べる体験イベント「あそんで まなぼう 生活クラブのSDGs」を開催しました。地球温暖化クイズとソーラーカーづくり、牛乳を使ったモッツアレラチーズづくり、みつろうラップづくり、地域の食品の生産者とのオンライン交流会など、子どもから大人まで楽しめるさまざまなコーナーを企画しました。

カードゲーム「2030SDGs」を小学校で開催

パルシステム神奈川

カードゲーム「2030SDGs」の公認ファシリテーターである職員が小学校にうかがい、出前講座を実施しました。カードゲームは、各チームが自分たちの目標と世界の状況（SDGsの達成度合い）を確認しながら、他チームとの交渉や協力をとおして、よりよい世界を目指すという内容です。単にゲームとして楽しむだけでなく、ゲームのふりかえりや講義を行い、SDGsについて理解を深めました。

中学生と共にフードドライブ

パルシステム群馬

パルシステム群馬のSDGs学習会をとおして、食品ロスや貧困問題について知り、学んだことがきっかけとなり、伊勢崎市内の中学校がフードドライブを実施しました。学校では生徒たちが主体的に行動し、広報チラシ作成や提供された食品の仕分け、賞味期限確認などを行い、群馬県内のフードバンクに寄贈されました。

本の Reuse「本のロンド」

生協共立社

店舗内に併設されている図書館の蔵書の中で、表紙が取れてしまったり、ページが破けてしまったものを廃棄処分せず、修理をして必要な方にお届けする、という本のリユースの取り組みを行っています。この「本のロンド」への参加をとおして、組合員がSDGsについて知るきっかけにもなっています。

サステナビリティレポートについて
目次
Ⅰ トピックス
Ⅱ 生協について
Ⅲ 生協の価値創造モデルとサプライチェーン
Ⅳ 環境・サステナビリティに関する考え方
Ⅴ ステークホルダーとの対話
Ⅵ 重点課題（マテリアリティ）
Ⅶ 重点課題別の活動報告
Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史
Ⅸ データ集
Ⅹ ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

5. 情報公開と対話、連携

生協の環境・サステナビリティに関わる取り組み状況を積極的に公開し、社会との対話を進めます
（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑩）

生協ではおもにWebサイトやCSR報告書、機関紙等を通じて、環境・サステナビリティの取り組みや実績について、組合員や社会へ公表しています。
また、ステークホルダーとして組合員・職員のほか、取引先、地方自治体、地域の諸団体、学生など次世代の方々と対話を行っています。

情報公開と対話に関する考え方

生協ではこれまで、環境・サステナビリティの取り組みに関し、組合員や地方自治体などのステークホルダーに対し周知・広報を行ってきました。今後も取り組み内容や政策、方針、目標について、取引先や市民団体・NGOを含む幅広いステークホルダーに情報公開を行っていきます。また公表内容に対する社会からのフィードバックに応えるとともに、さまざまな人や組織と真摯に対話を重ねるなかで、取り組みレベルを上げ、生協への信頼を高めていきます。

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 生協の環境・サステナビリティに関わる取り組みの公開状況

調査結果

64生協中58生協が自生協の環境・サステナビリティに関する取り組みを公開しています。おもに「Webサイト」と「CSR報告書・サステナビリティ報告書・環境報告書等」にて公開されており、組合員に対しては「組合員レポート」や機関誌を通じて報告しています。

CSR報告書などを作成している生協のうち2割弱の生協は、GRIスタンダードや環境省の環境報告ガイドライン、ISO26000などのガイドラインを参照しています。

2 環境・サステナビリティの取り組みに関するステークホルダーとの対話状況

調査結果

64生協中31生協が環境・サステナビリティの取り組みに関し、ステークホルダーと対話を行っています。対話を行っているおもなステークホルダーは組合員および地方自治体です。

地方自治体との対話とは、行政訪問や県の環境審議会などへの委員参加、県の環境学習情報センターとの定期的な意見交換などです。組合員に対しては「組合員の声」に応えることを基本とし、総代会資料やCSR報告書を通じての報告や、総代懇談会などで意見交換を行っています。また、環境監査委員会を設け、組合員や学識者と対話が行われている例もあります。

図表12 対話・意見交換を行っているステークホルダー

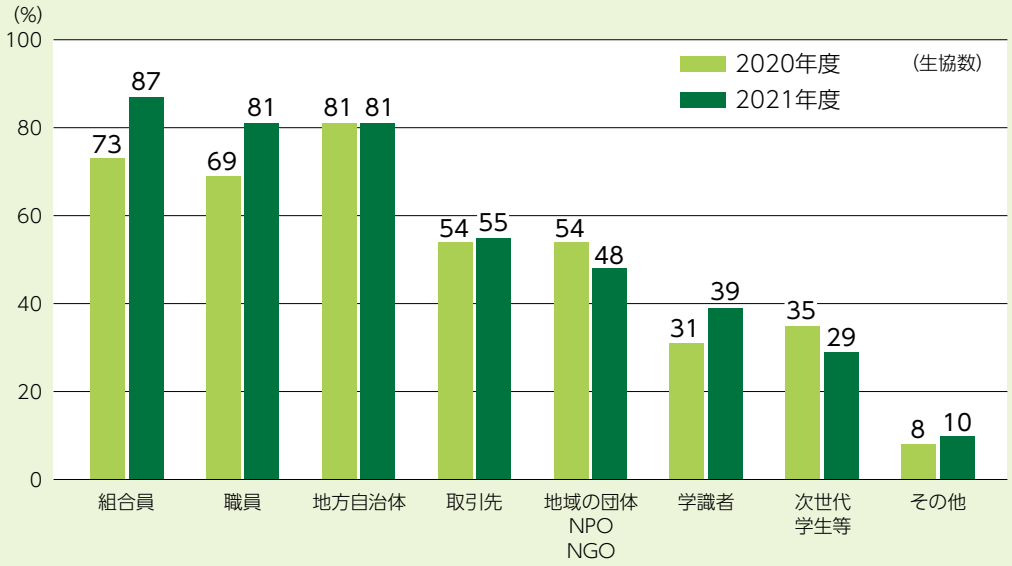

環境・サステナビリティに関わる諸課題を解決するために、新たな協働の取り組みにチャレンジします

（「生協の2030環境・サステナビリティ政策」の行動指針⑨）

社会が求めるサステナビリティ課題の実現に向け、生協は組合員、地方自治体、生産者、市民団体を含むさまざまなステークホルダーとパートナーシップを構築し、多様な協働の取り組みにチャレンジしていきます。

地域づくりにおいて欠かせないステークホルダーである、地方自治体との協定締結状況は、包括連携協定が186件、地域見守り協定が1,281件となっています。このうち、SDGsや脱炭素、リサイクルなど環境課題に関する包括連携協定を締結している生協は27生協に上ります。

生協が考える「協働」「パートナーシップ」の重要性

気候変動問題や廃棄物問題、生物多様性の保全等の環境・サステナビリティ課題は影響が幅広く、解決にあたってはさまざまな主体が得意分野で関わり、協力し合う必要があります。

生協はこれまで組合員はもとより、自治体や生産者、市民団体等とも協働しながら課題に対応してきましたが、社会が求めるサステナビリティ課題の実現においては、これまでの関係性だけでは対応しきれない可能性もあります。持続可能な社会の実現を目指すにあたり、さらに多様なパートナーシップを大切にしながら、さまざまな協働の取り組みにチャレンジしていきます。

他団体との協働の取り組み事例

生協は自治体との協定締結や、他団体とのパートナーシップにより、持続可能な社会づくりを進めています。下記に一部ですが直近の事例を紹介します。

フードドライブとこども支援活動

トヨタ生協

トヨタ生協は店舗でフードドライブを実施し、組合員の家庭に眠っている余剰食品を、豊田市・みよし市社会福祉協議会や子ども食堂を通じて、食料支援を必要としている方々にお渡ししています。

また、こども食堂では、トヨタ生協の管理栄養士によって、こどもが手軽につくれるメニューを提案し料理指導を実施しました。

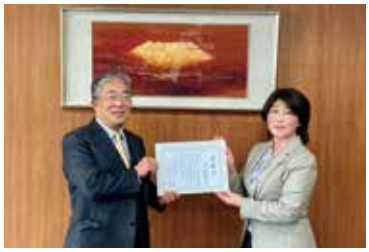

『エシカル消費』普及促進に係る連携協定

京都生協

2021年度に京都生協と京都市で締結した連携協定に基づき、店舗にてエシカル消費の普及促進に関わるイベントを実施しました。

エシカル消費対応商品を知ってもらうイベント「エシカルな商品をさがせ！」では、家族連れなど約300人の参加があり、「お買い物袋持参キャンペーン」ではイラストとキャッチコピーを公募し、合計118作品の応募がありました。

マイボトルエコアクション

コープさっぽろ

コープさっぽろは2019年に自治体、企業、協同組合等と連携し「北海道SDGs推進プラットフォーム」を設立しました。

同プラットフォームは共同アクションとして、「マイボトルエコアクション」プロジェクトを実施し、「マイボトルの持参」「ペットボトルの回収とリサイクル」「海や川などの清掃活動」の3つを呼びかけました。清掃活動は「Hokkaido海のクリーンアップ大作戦！」として実施され、北海道全域の44か所で実施されました。

衣類のリユースでパキスタンの子どもたちを支援

パルシステム千葉

パルシステム千葉は2022年6月に、組合員へNPO法人日本ファイバーリサイクル連帯協議会(JFSA)への衣類提供を呼びかけました。

集まった衣類の8割はパキスタンに輸出され、現地でリユース販売した収益はスラム地域の学校運営に活用されます。家庭で眠っていた衣類などの資源が、2002年からの呼びかけで累計200ｔ以上寄せられ、現地の教育を支えています。

環境・サステナビリティ政策進捗調査の結果

1 自治体との協定締結状況

地域に根差した事業と活動を展開する生協にとって、地方自治体は重要なステークホルダーです。

調査結果

2023年2月時点での自治体との協定締結数は、包括連携協定で190件、地域見守り協定で1,282件、緊急時物資支援協定等が905件となっています。このうち、環境課題に関する包括連携協定を締結している生協は調査対象の64生協のうち27生協（44%）です。具体的な締結内容例としては下記の通りです。

環境課題を含む包括連携協定の内容例

- 環境保全とリサイクルに関すること
- 脱炭素、3R、SDGs、エシカルなど
- 再生可能エネルギーの普及や省エネの取り組みへの協力、循環型社会の確立に向けた取り組みへの協力
- 市の「SDGs未来都市」および「自治体SDGsモデル事業」に食品ロス削減の取り組みなどで協力

地域見守り協定とは

全国で1,000万世帯以上が登録している生協の宅配や夕食宅配では、基本的に毎週同じ曜日（夕食宅配では週5日）の同じ時間に、同じ担当者が商品を届けています。各地の生協では、高齢の組合員に日々接する機会も多く、「ポストに郵便物がたまっている」「お届けした商品に手が付けられていない」などの異変を感じた際には、事前に取り決めた連絡先に連絡・通報を行っています。

- 2023年2月末現在、全国47都道府県内の自治体・社会福祉協議会などとの間で「地域見守り協定」を締結しています（地域・職域・医療福祉生協計）。
- 締結市区町村数は1,282に達し、これは全市区町村数（1,741）の73.6%に当たります。
- 県内全ての市町村と締結したのは、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岡山県、鳥取県、山口県、徳島県、佐賀県の14県です。

Ⅷ 生協の環境・サステナビリティの歴史

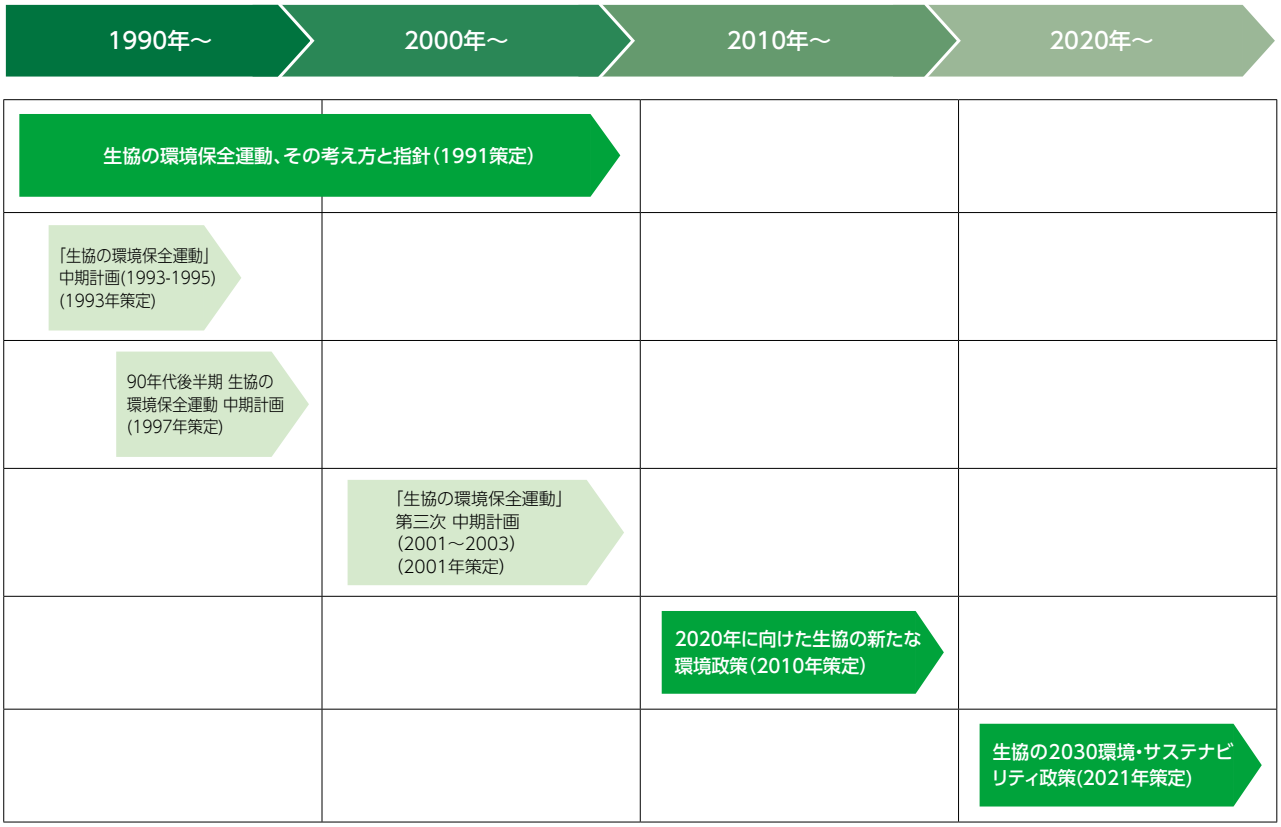

名称	内容
生協の環境保全運動、 その考え方と指針 (1991年策定)	「環境問題は根源的課題」と位置づけ、全国生協での本格的展開を促す初の全国政策。 事業対応として「商品の生産から廃棄までの環境配慮」「リサイクル推進」、組合員活動として「環境問題の学習」「くらしの見直し」、ネットワーク化として「地域との共同活動」「協同組合間連携」などを提起。
生協の環境保全運動 中期計画(1993-1995) (1993年策定)	上記政策に基づく中期計画として、4つのテーマ(①環境に配慮したライフスタイルへの転換と環境保全型社会の実現、②商品の生産から消費にいたるあり方を見直し、環境により良い商品普及、③環境保全のための生協事業のあり方追求、④環境保全のための推進体制確立)と24の中期目標を提起。
90年代後半期 生協の環境保全運動 中期計画 (1997年策定)	上記計画の後継計画として、事業における「商品の環境配慮の強化」、「環境マネジメント・監査システムの確立」、組合員活動における「環境に配慮した消費行動の普及」、「ごみ問題への取り組み、水環境への配慮」、社会的行動としての「環境保全の地域・まちづくり」といった課題を提起。
「生協の環境保全運動」 第三次 中期計画 (2001～2003) (2001年策定)	2000年代に入り、新たに「生協の環境保全活動の理念」を策定のうえ、次の4つを重点テーマに設定。①環境に配慮した環境保全型地域・まちづくり、②“循環型システム構築”・“地球温暖化対策”・“化学物質による環境リスク低減”の3つのコアテーマの取り組み、③組合員参加とコミュニケーション、④環境と経済の両立
2020年に向けた生協の 新たな環境政策 (2010年策定)	生協の環境保全活動のさらなるレベルアップとして、次の4つ(①生協事業におけるCO_2排出の総量削減、再生可能エネルギーの普及、③商品事業における環境配慮、④事業からの廃棄物の削減・ゼロ化⑤組合員活動としての環境保全の取り組み方向)を政策の柱として設定。CO_2削減に関しては、2020年に15%削減という目標を策定した。
生協の2030環境・ サステナビリティ政策 (2021年策定)	「すべての人々が人間らしく生きられる豊かな地球を、未来のこどもたちへ」をスローガンに、エシカル消費、気候変動対策、省資源・資源循環、生物多様性と人権尊重、情報公開と対話のテーマのもと、10の行動指針と5つの数値目標を設定している。

Ⅸ データ集

全国生協概況

		2019年度		2020年度		2021年度	
項目	単位	数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
調査集計生協数	生協	565	99.5%	565	100.0%	564	99.8%
購買生協	生協	429	99.5%	428	99.8%	427	99.8%
(うち地域生協+居住地職域生協計)	生協	128	100.0%	128	100.0%	127	99.2%
医療福祉生協	生協	106	99.1%	107	100.9%	107	100.0%
その他生協(共済、住宅等)	生協	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
事業連合	生協	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
組合員数	千人	29,609	101.3%	29,974	101.2%	30,174	100.7%
組合員出資金	百万円	842,382	102.5%	870,187	103.3%	897,016	103.1%
総事業高	百万円	3,549,516	100.4%	3,814,715	107.5%	3,769,155	98.8%
供給高	百万円	3,065,252	100.4%	3,336,867	108.9%	3,275,080	98.1%
生協の小売りシェア※	%	2.68	-0.01%	2.80	0.12%	2.74	-0.06%
日本生協連供給高	百万円	392,195	102.6%	439,681	112.1%	432,946	98.5%

※「生協の小売シェア」は、経済産業省の「商業販売統計年報」から、自動車小売業と燃料小売業の総額を差し引いた数値に対する供給高の比率です。

地域生協概況

		2019年度		2020年度		2021年度	
項目	単位	数値	前年比	数値	前年比	数値	前年比
調査集計生協数	生協	121	98.4%	121	100.0%	120	99.2%
組合員数	千人	22,657	101.8%	23,036	101.7%	23,316	101.2%
総事業高	百万円	2,895,602	100.7%	3,241,957	112.0%	3,183,208	98.2%
供給高	百万円	2,784,799	100.7%	3,126,505	112.3%	3,063,041	98.0%
店舗事業供給高	百万円	896,553	99.4%	948,863	105.8%	923,655	97.3%
宅配事業供給高	百万円	1,841,764	101.5%	2,132,765	115.8%	2,112,744	99.1%
うち個配供給高	百万円	1,329,796	102.6%	1,577,909	118.7%	1,583,209	100.3%
組合員1人当り月利用高	円	10,742	98.9%	11,824	110.1%	11,450	96.8%
組合員出資金	百万円	709,333	103.0%	736,313	103.8%	764,941	103.9%
組合員1人当り出資金	円	31,307	101.1%	31,964	102.1%	32,483	101.6%
店舗数	店	958	99.3%	944	98.5%	938	99.4%
売場面積	m^2	1,286,993	99.9%	1,261,688	98.0%	1,288,111	102.1%
正規役職員数	人	28,540	100.4%	29,851	104.6%	30,225	101.3%
世帯加入率※	%	38.4	0.3%	38.7	0.4%	39.0	0.3%

※「世帯加入率」は、組合員数を総務省から公表されている「住民基本台帳に基づく世帯数」で割り算したものです。「前年比」欄には前年差を記載しています。

組合員数と世帯加入率

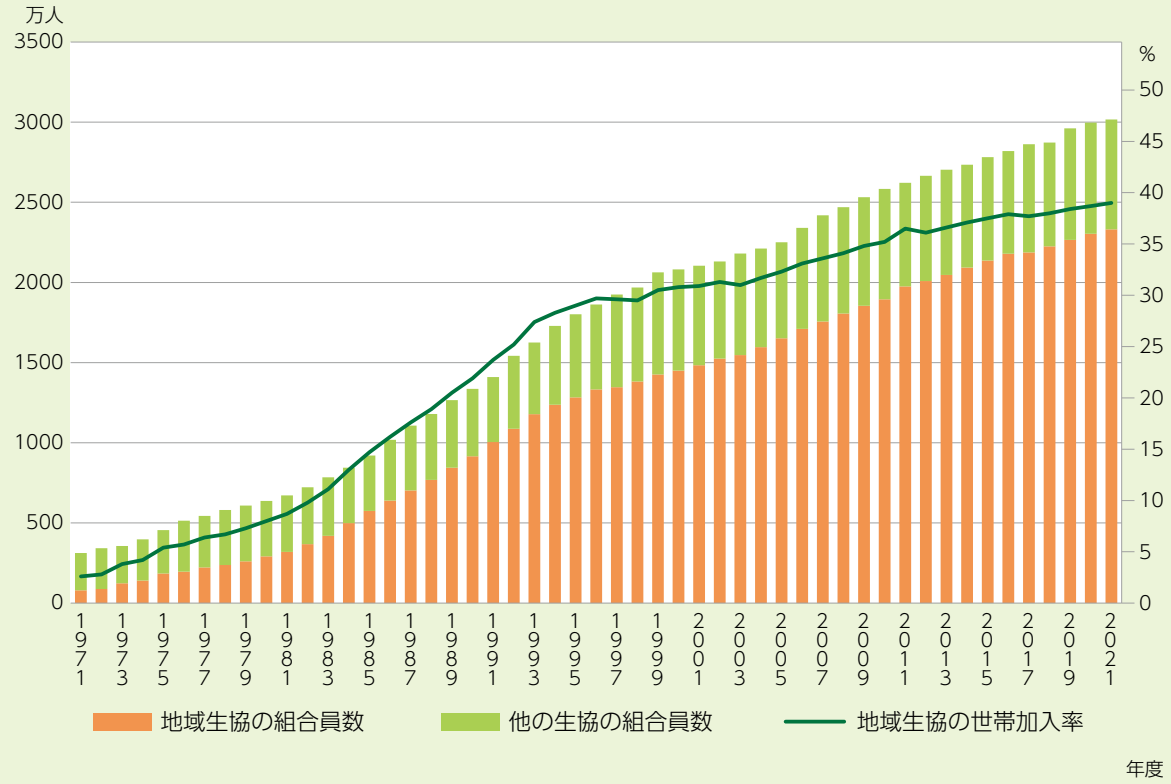

全国の生協の総事業高

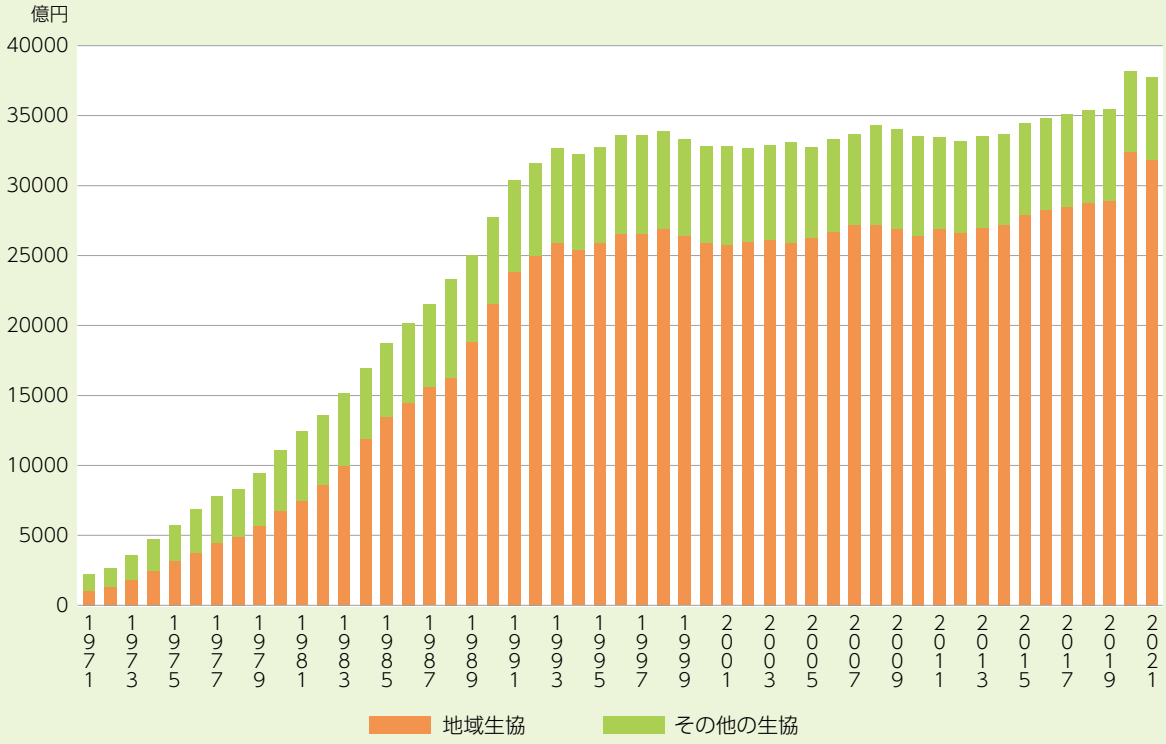

地域生協の宅配・店舗別供給高の推移（1971～2021年度）

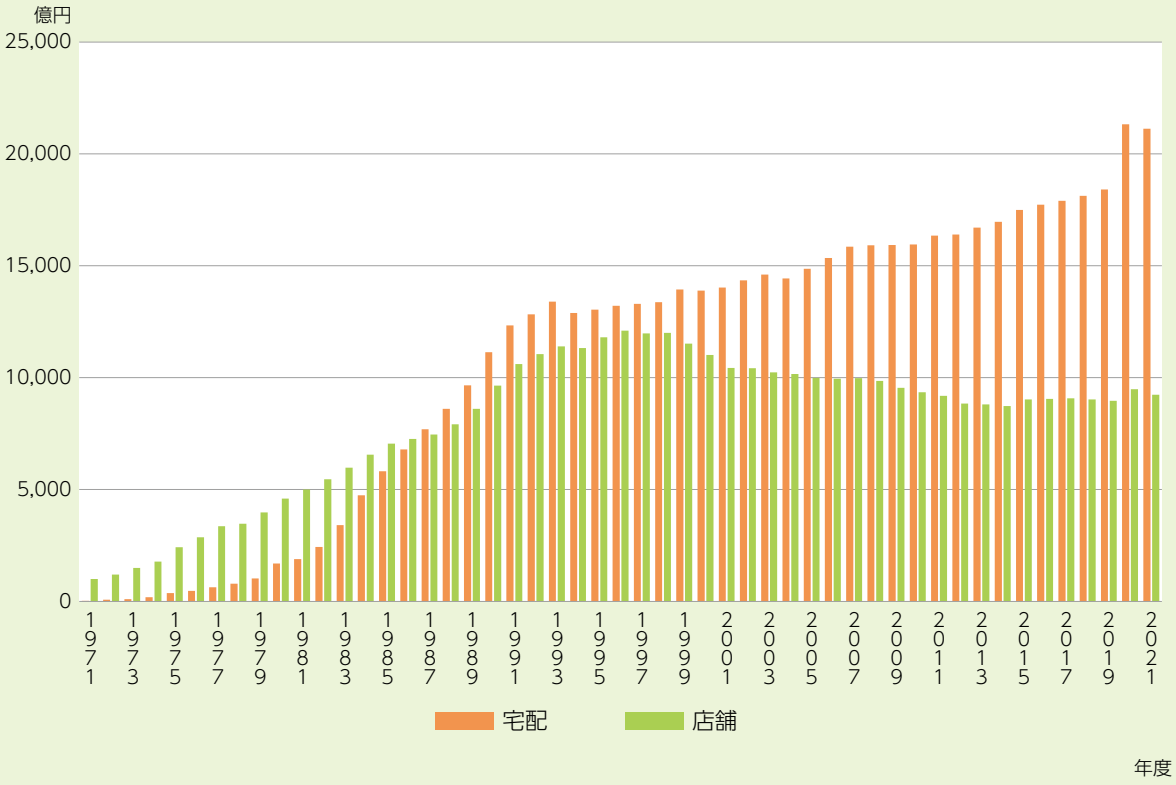

地域生協の宅配（班配と個配）の供給高

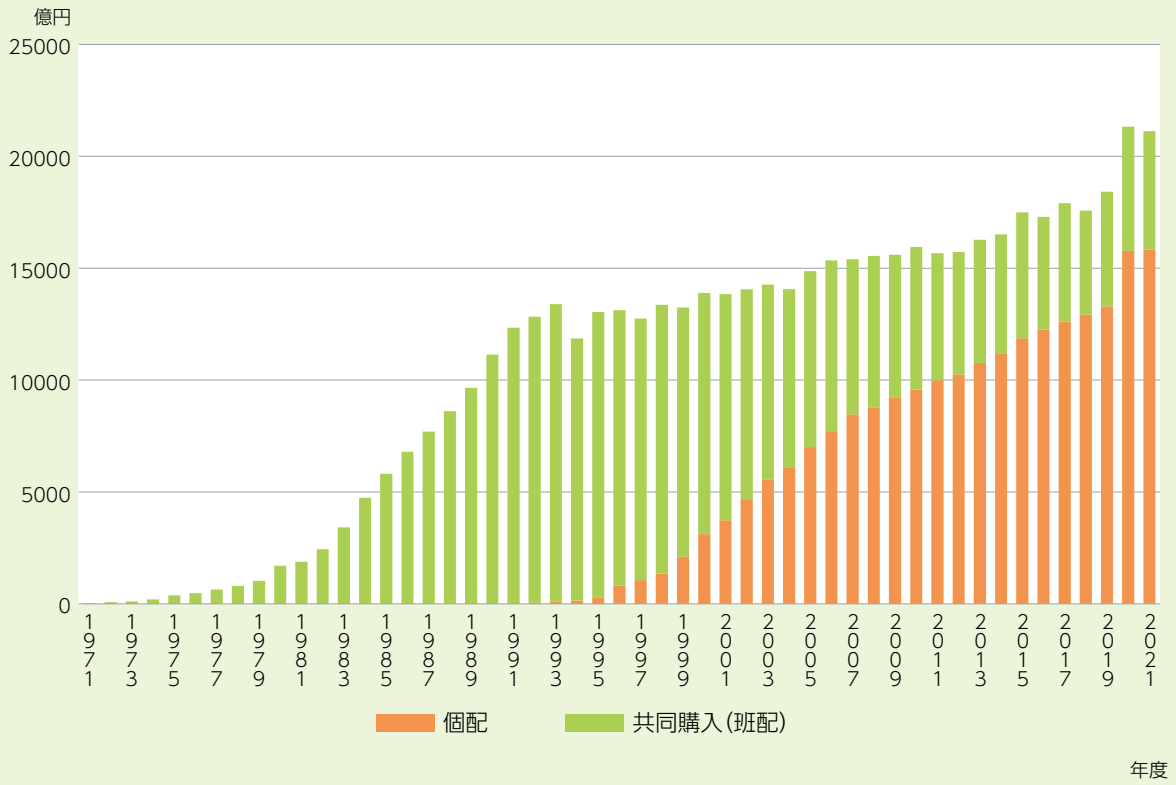

X ガイドライン対照表（GRIスタンダード）

生協のサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。本対照表は、GRIスタンダードについてレポート内の記載箇所を指し示したものです。

組織とその報告慣行			記載箇所
2-1	組織の詳細	a. 正式名称を報告する b. 組織の所有形態と法人格を報告する c. 本社の所在地を報告する	・生協とは ・日本生活協同組合連合会とは ・発行
		d. 事業を展開している国を報告する	
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストとサステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項とマテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違	・編集方針
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する	・編集方針 ・発行
2-4	情報の修正・訂正記述	a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する i. 修正・訂正記述の理由 ii. 修正・訂正記述の影響	–
2-5	外部保証	a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関 および上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときには、 i. 外部保証報告書や独立保証声明書へのリンクや参照先を記載する ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する	–

活動内容と労働者			記載箇所
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	a. 事業を展開するセクターを報告する b. 自らのバリューチェーンを、次の事項を含めて記載する i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 ii. 組織のサプライチェーン iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 c. その他の関連する取引関係を報告する d. 前報告期間からの 2-6-a、2-6-b、2-6-c の重大な変化を記載する	・生協の価値創造モデル ・商品サプライチェーンと声の循環
2-7	従業員	a. 従業員 の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する（報告された数値が次のいずれに該当するかを含む） i. 実数、フルタイム当量（FTE）、あるいは別の方法 ii. 報告期間 終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-a および 2-7-b で報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する	・生協の価値創造モデル
2-8	従業員以外の労働者	a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうかも記載する i. 実数、フルタイム当量（FTE）、または別の方法 ii. 報告期間 終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重大な変動を記載する	–
ガバナンス			**記載箇所**
2-9	ガバナンス構造と構成	a. 最高ガバナンス機関 の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織の インパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. 性別 vi. 社会的少数派グループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量（コンピテンシー） viii. ステークホルダーの代表	・生協の組織運営

2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	a. 最高ガバナンス機関 およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する（以下が考慮されるかどうか、どのように考慮されるかを含む） i. ステークホルダー（株主を含む）の意見 ii. 多様性 iii. 独立性 iv. 組織のインパクト に関連する能力・力量（コンピテンシー）	・生協の組織運営
2-11	最高ガバナンス機関の議長	a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および利益相反防止とそのリスクを軽減する方法について説明する	・生協の組織運営
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	a. 持続可能な発展 に関わる組織のパーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と上級経営幹部 が果たす役割を記載する b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス機関の役割について、以下の点を含め記載する i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか c. 2-12-b に記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する	・生協の価値創造モデル ・生協の環境・サステナビリティ政策推進体制 ・ステークホルダー・エンゲージメント ・「生協の 2030 環境・サステナビリティ政策」 に関する第三者評価委員会
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	a. 経済、環境、人々に組織が与える インパクト をマネジメントする責任を 最高ガバナンス機関 がどのように移譲しているかについて、以下の点を含め記載する i. インパクトのマネジメントにおける責任者として上級経営幹部を任命しているか ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の従業員に移譲しているか b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する	・生協の環境・サステナビリティ政策推進体制
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a. マテリアルな項目 を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する責任を負っていないなら、その理由を説明する	・生協の環境・サステナビリティ政策推進体制
2-15	利益相反	a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する i. 取締役会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高	−

2-16	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する	・生協の環境・サステナビリティ政策推進体制
2-17	最高ガバナンス機関の集合的知見	a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集合的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する	–
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクト のマネジメントを監督する最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する	–
2-19	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する i. 固定報酬と変動報酬 ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付 b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する	–
2-20	報酬の決定プロセス	a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか ii. 報酬に関して、ステークホルダー（株主を含む）の意見をどのように求め、考慮しているか iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか b. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー（株主を含む）の投票結果を報告する（該当する場合）	–
2-21	年間報酬総額の比率	a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値を比べた比率を報告する b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員（最高額の報酬受給者を除く）の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比率を報告する c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する	–
戦略、方針、慣行			**記載箇所**
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関または最上位の上級経営幹部の声明について報告する	・トップメッセージ

2-23	方針声明	a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明で参照した国際機関による発行文書 ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか iv. 声明で人権の尊重を規定しているか b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する i. 声明が対象とした国際的に認められた人権 ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する	・生協における「人権方針」策定に向けた動き
2-24	方針声明の実践	a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および 取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか iv. 声明の実行に関して行っている研修	–
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するコミットメントについて説明する b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情を特定して、対処するための手法について説明する c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力するその他のプロセスについて説明する d. 苦情処理メカニズムの想定利用者であるステークホルダーが、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および改善にどのように関わっているかを説明する e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する	・日本生協連内部を対象としたマネジメント体制
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	a. 個人が以下を行うための制度を記載する i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する	–

2-27	法規制遵守	a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 罰金・課徴金が発生した事案 ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案 b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 当該報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 ii. 過去の報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金 c. 重大な違反事例を記載する d. 重大な違反に該当すること、どのように確定したかを記載する	–
2-28	会員資格を持つ団体	a. 業界団体。その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する	–
ステークホルダー・エンゲージメント			**記載箇所**
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	a. ステークホルダー とのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法 ii. ステークホルダー・エンゲージメントの目的 iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか	・ステークホルダー・エンゲージメント
2-30	労働協約	a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する	–
マテリアルな項目の開示事項			**記載箇所**
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する i. 組織の活動および 取引関係 全般において、経済、環境、ならびに 人権 を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスの インパクト をどのように特定したか ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めた ステークホルダー や専門家を明記する	・生協の価値創造モデル ・サプライチェーンにおけるリスクと機会 ・重点課題の特定プロセス ・生協におけるマテリアリティマッピング ・「生協の 2030 環境・サステナビリティ政策」に関する第三者評価委員会
3-2	マテリアルな項目のリスト	a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する b. マテリアルな項目のリストについて、前報告期間からの変更点を報告する	・生協におけるマテリアリティマッピング ・「生協の 2030 環境・サステナビリティ政策」と５つの重点課題

3-3	マテリアルな項目のマネジメント	a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、あるいは潜在的なプラス・マイナスのインパクト を記載する b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関係しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置 ii. 顕在化したマイナスのインパクトに対処するための措置。それらのインパクトの是正措置の提供、または是正に協力する措置を含む iii. 顕在化した、あるいは潜在的なプラスのインパクトのマネジメントを行うための措置 e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する i. 措置の有効性を追跡するプロセス ii. 進捗状況を評価するための目標、ターゲット、および指標 iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性 iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか f. 講じた措置の決定（3-3-d）または措置の有効性の評価（3-3-e）で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する	・生協におけるマテリアリティマッピング ・「生協の 2030 環境・サステナビリティ政策」と 5 つの重点課題

項目別のスタンダード

経済

経済パフォーマンス			記載箇所
201-1	創出、分配した直接的経済価値	a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する i. 創出した直接的経済価値：収益 ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資 iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する	–
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述 iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響 iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト	–

201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額 b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項 i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値 ii. 当該推定値の計算基礎 iii. 推定値の計算時期 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合 e. 退職金積立制度への参加レベル（義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など）	–
201-4	政府から受けた資金援助	a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関（ECA）からの資金援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-a の情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合	–
地域経済での存在感			**記載箇所**
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率（男女別）を報告する b. 組織の活動に携わるその他の労働者（従業員を除く）の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か（男女別）。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する d.「重要事業拠点」の定義	–
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 b.「上級管理職」の定義 c. 組織の「地域・地元」の地理的定義 d.「重要事業拠点」の定義	–
間接的な経済的インパクト			**記載箇所**
203-1	インフラ投資および支援サービス	a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む（該当する場合） c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する	–

203-2	著しい間接的な経済的インパクト	a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト（プラスおよびマイナス）と特定された事例 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項（国内および国際的な基準、協定、政策課題など）を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」	–
調達慣行			**記載箇所**
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）。 b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 c.「重要事業拠点」の定義	–
腐敗防止			**記載箇所**
205-1*	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	–
205-2*	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に） b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区分別、地域別に） c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に） e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）	–
205-3*	確定した腐敗事例と実施した措置	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	–
反競争的行為			**記載箇所**
206-1*	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点	–

税の透明性			記載箇所
207-1	税務へのアプローチ	a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む i. 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii. 組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認する ガバナンス機関または業務執行取締役レベルの地位にある者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv. 税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および 持続可能な発展戦略にどのように結び付いているか	–
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負うガバナンス機関、または業務執行取締役レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する組織の企業行動や誠実性に関する懸念を提起するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明。該当する場合、外部保証の報告書へのリンクまたは参照先	–
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明。次の事項を含む i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策（税制）に関する提言活動へのアプローチ iii. ステークホルダー（外部のステークホルダーを含む）の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス	–
207-4	国別の報告	a. 組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 b. 開示事項 207-4-a で報告した税務管轄区域のそれぞれについて i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業員数、およびこの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi. 税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項 207-4 で報告する情報の対象期間	–

300：環境

原材料			記載箇所
301-1*	使用原材料の重量または体積	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料	－
301-2*	使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	・生物多様性と人権尊重 －コープ商品の2030年目標
301-3*	再生利用された製品と梱包材	a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に b. 本開示事項のデータ収集方法	－
エネルギー			**記載箇所**
302-1*	組織内のエネルギー消費量	a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位による）。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による） i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による） f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます
302-2*	組織外のエネルギー消費量	a. 組織外のエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	－
302-3*	エネルギー原単位	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます

302-4*	エネルギー消費量の削減	a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. 削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて） c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	・気候変動対策 ー生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます
302-5*	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による） b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	ー
水			**記載箇所**
303-1*	共有資源としての水との相互作用	a. 取水、消費、排出の方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および組織が引き起こしたあるいは助長した、あるいは取引関係によって事業、製品、サービスに直接結びつく水関連のインパクト（例：流出水によるインパクト） b. 評価の範囲、期間、使用したツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために用いた手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについて、以下を含めた記述。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力しているか、また、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織の水と廃水に関するマネジメント方法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	ー
303-2*	排水に関連するインパクトのマネジメント	a. 排出される廃水の水質について設定した最低限の基準と、これらの最低限の基準をどのように決定したかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準をどのように決定したか ii. 組織内で作成された水質基準またはガイドライン iii. 考慮した業種特有の基準 iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したか	ー

303-3*	取水	a. すべての地域からの総取水量（単位：千 kL）、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量（単位：千 kL）、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水、および i から iv に記載された取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項 303-3-a および開示事項 303-3-b に記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 i. 淡水（総溶解固形分 ≤1,000mg/L） ii. その他の水（総溶解固形分 >1,000mg/L） d. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	–
303-4*	排水	a. すべての地域の総排水量（単位：千 kL）、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水、および該当する場合は、他の組織の使用のために送った合計量 b. すべての地域への総排水量（単位:千 kL）についての次のカテゴリー別内訳 i. 淡水（総溶解固形分 ≤1,000mg/L） ii. その他の水（総溶解固形分 >1,000mg/L） c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量（単位：千 kL）、および次のカテゴリー別の総排水量内訳 i. 淡水（総溶解固形分 ≤1,000mg/L） ii. その他の水（総溶解固形分 >1,000mg/L） d. 排水処理を行う、優先的に懸念される物質。次を含む i. 優先的に懸念される物質の定義の方法、および利用している国際規格、信頼できるリスト、あるいは規準 ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定する方法 iii. 排出限度に違反した事案数 e. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	–
303-5*	水消費	a. すべての地域での総水消費量（単位：千 kL） b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量（単位：千 kL） c. 水の保管が水関連の著しい インパクト を及ぼすことが特定された場合の水保管量 の変化（単位：千 kL） d. どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このために用いた方法を含む	–

生物多様性			記載箇所
304-1*	保護地域および保護地域ではないが 生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報 i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘） v. 事業敷地の面積（km2 で表記。適切な場合は他の単位も可） vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴（陸上、淡水域、あるいは海洋）から見た生物多様性の価値 vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN 保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など）の特徴から見た生物多様性の価値	–
304-2*	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも） iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける期間 iv. インパクトの可逆性、不可逆性	–
304-3*	生息地の保護・復元	a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無 c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における） d. 使用した基準、方法、前提条件	・生物多様性と人権尊重 －組合員とともに環境保全活動を推進し、自然共生社会の実現を目指します
304-4*	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	a. IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に i. 絶滅危惧 IA 類（CR） ii. 絶滅危惧 IB 類（EN） iii. 絶滅危惧 II 対（VU） iv. 準絶滅危惧（NT） v. 軽度懸念	–

大気への排出			記載箇所
305-1*	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 1）	a. 直接的（スコープ 1）GHG 排出量の総計（CO2 換算値（t-CO2）による） b. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて） c. 生物由来の CO2 排出量（CO2 換算値（t-CO2）による） d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます
305-2*	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 2）	a. ロケーション基準の間接的（スコープ 2）GHG 排出量の総計（CO2 換算値（t-CO2）による） b. 該当する場合、マーケット基準の間接的（スコープ 2）GHG 排出量の総計（CO2 換算値（t-CO2）による） c. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて） d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 " ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます
305-3*	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 3）	a. その他の間接的（スコープ 3）GHG 排出量の総計（CO2 換算値（t-CO2）による） b. データがある場合、総計計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて） c. 生物由来の CO2 排出量（CO2 換算値（t-CO2）による） d. 計算に用いたその他の間接的（スコープ 3）GHG 排出量の区分と活動 e. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	－
305-4*	温室効果ガス（GHG）排出原単位	a. 組織の GHG 排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれる GHG 排出の種類。直接的（スコープ 1）、間接的（スコープ 2）、その他の間接的（スコープ 3） d. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて）	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます

305-5*	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量（CO2 換算値（t-CO2）による） b. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて） c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG 排出量が削減されたスコープ。直接的（スコープ 1）、間接的（スコープ 2）、その他の間接的（スコープ 3）のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	・気候変動対策 －生協事業のサプライチェーン全体と組合員の生活における温室効果ガス排出削減に取り組みます
305-6*	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	a. ODS の生産量、輸入量、輸出量（CFC-11（トリクロロフルオロメタン）換算値による） b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	－
305-7*	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	a. 次の重大な大気排出物の量（キログラムまたはその倍数単位（トンなど）による） i. Nox ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質（POP） iv. 揮発性有機化合物（VOC） v. 有害大気汚染物質（HAP） vi. 粒子状物質（PM） vii. この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	－
廃棄物			**記載箇所**
306-1*	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	a. 組織の実際および潜在的な廃棄物関連の著しいインパクトについて、その内容を説明する。 i. これらのインパクトにつながる、またはつながる可能性のあるインプット、活動、およびアウトプット ii. これらのインパクトが、組織自身の活動で発生した 廃棄物に関連しているか、またはバリューチェーンの上流または下流で発生した廃棄物に関連しているか	－
306-2*	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	a. 組織自身の活動および バリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた循環型対策を含む行動 b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどうかを判断するために使用されたプロセスの説明 c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス	－
306-3	発生した廃棄物	a. 発生した廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	・省資源・資源循環の取り組み －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます

306-4	処分されなかった廃棄物	a. 処分されなかった廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 d. 開示事項 306-4-b および 306-4-c に記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか	・省資源・資源循環の取り組み －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます
306-5	処分された廃棄物	a. 処分された廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分された有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 c. 処分された非有害廃棄物の総重量（トン）と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却（エネルギー回収あり） ii. 焼却（エネルギー回収なし） iii. 埋立て iv. その他の処分 d. 開示事項 306-5-b および 306-5-c に記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量（トン）の内訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な背景情報と、そのデータがどのように集計されたか	・省資源・資源循環の取り組み －生協事業ならびに組合員家庭から生じる食品廃棄物・食品ロスの削減を進めます
環境コンプライアンス			**記載箇所**
307-1*	環境法規制の違反	a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	－

サプライヤーの環境面のアセスメント			記載箇所
308-1*	環境基準により選定した新規サプライヤー	a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合	−
308-2*	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	生物多様性と人権尊重－コープ商品におけるサプライチェーン上の人権・環境リスクの把握と評価

400：社会

雇用			記載箇所
401-1*	従業員の新規雇用と離職	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳） b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳）	−
401-2*	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当（重要事業拠点別）。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病気補償 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度 vii. その他 b.「重要事業拠点」の定義	−
401-3*	育児休暇	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別） b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別） c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別） d. 育児休暇から復職した後、12 ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数（男女別） e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別）	−
労使関係			**記載箇所**
402-1*	事業上の変更に関する最低通知期間	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	−

労働安全衛生			記載箇所
403-1*	労働安全衛生マネジメントシステム	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働安全衛生マネジメントシステム が導入されているかどうかの声明 i. 法的要件によりシステムが導入されていることと、その場合は法的要件のリスト ii. リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づいてシステムが導入されていることと、その場合は標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	−
403-2*	危険性（ハザード）の特定、リスク評価、事故調査	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働関連の危険性（ハザード）を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性（ハザード）を排除しリスクを最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法（それらを実行する人の能力・力量（コンピテンシー）を含む） ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性（ハザード）や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明。プロセスとは、危険性（ハザード）を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む	−
403-3*	労働衛生サービス	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない a. 危険性（ハザード）の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明	−
403-4*	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	−
403-5*	労働安全衛生に関する労働者研修	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性（ハザード）、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	−

403-6*	労働者の健康増進	報告組織は、従業員および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について、次の情報を報告しなければならない。 a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどうのように促進するかの説明、および提供されるアクセスの範囲の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進 サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	–
403-7*	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と軽減	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働衛生上の重大なマイナスの影響を防止、軽減するための組織のアプローチ、および関連する危険性（ハザード）やリスクの説明	–
403-8*	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	–
403-9*	労働関連の傷害	a. すべての従業員について i. 労働関連の傷害 による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害 者数と割合（死亡者を除く） iii. 記録対象となる労働関連の傷害 者数と割合 iv. 労働関連の傷害の主な種類 v. 労働時間 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合（死亡者を除く） iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働関連の傷害の主な種類 v. 労働時間 c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性（ハザード）。次を含む i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間 200,000 時間もしくは 1,000,000 時間あたりに基づき計算された割合かどうか f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	–

403-10*	労働関連の疾病・体調不良	a. すべての 従業員 について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす 危険性（ハザード）、次を含む i. どのようにこれらの危険性（ハザード）が決定されたのか ii. これらの危険性（ハザード）のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系 を使用して、これらの危険性（ハザード）を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	–
研修と教育			**記載箇所**
404-1*	従業員一人あたりの年間平均研修時間	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による） i. 性別 ii. 従業員区分	–
404-2*	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	–
404-3*	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）	–
ダイバーシティと機会均等			**記載箇所**
405-1*	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30 歳未満、30 歳～ 50 歳 、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30 歳未満、30 歳～ 50 歳、50 歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	–
405-2*	基本給と報酬総額の男女比	a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に） b.「重要事業拠点」の定義	–

非差別			記載箇所
406-1*	差別事例と実施した救済措置	a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	–
結社の自由と団体交渉			**記載箇所**
407-1*	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	–
児童労働			**記載箇所**
408-1*	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による） i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	–
強制労働			**記載箇所**
409-1*	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	–
保安慣行			**記載箇所**
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か	–

先住民族の権利			**記載箇所**
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	–
人権アセスメント			**記載箇所**
412-1*	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別に）	–
412-2*	人権方針や手順に関する従業員研修	a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数 b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合	–
412-3*	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 b.「重要な投資協定」の定義	–
地域コミュニティ			**記載箇所**
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む） ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	–
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）	–

サプライヤーの社会面のアセスメント			記載箇所
414-1*	社会的基準により選定した新規サプライヤー	a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合	–
414-2*	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	生物多様性と人権尊重－コープ商品におけるサプライチェーン上の人権・環境リスクの把握と評価
公共政策			**記載箇所**
415-1	政治献金	a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額（国別、受領者・受益者別） b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法（該当する場合）	–
顧客の安全衛生			**記載箇所**
416-1*	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	a. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合	–
416-2*	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象なった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	–
マーケティングとラベリング			**記載箇所**
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの） iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他（詳しく説明のこと） b. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合	–

417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	–
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	–
顧客プライバシー			**記載箇所**
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	–
社会経済面のコンプライアンス			**記載箇所**
419-1	社会経済分野の法規制違反	a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	–

発　行

日本生活協同組合連合会

お問い合わせ先

〒150-8913　東京都渋谷区渋谷3-29-8　コーププラザ

日本生活協同組合連合会

社会・地域活動推進部　サステナビリティ推進グループ

e-mail：kankyo@jccu.coop

2023年4月発行

報告サイクル：年1回

本報告書記載記事の無断転載・複製を禁じます。

サステナビリティレポート2022